# 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度について



平成27年6月30日 厚生労働省社会·援護局

# 生活保護制度の現状

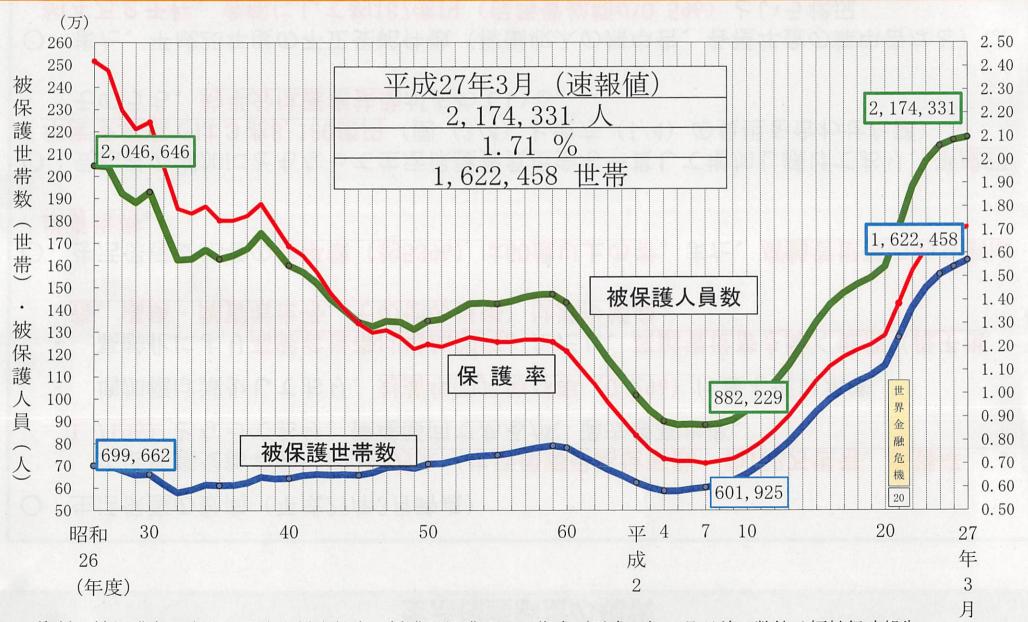
# 生活保護制度の現状

- 〇 生活保護の動向(平成27年3月時点)
  - ・ 生活保護受給者数は<u>約217万人(生活保護受給世帯数:約162万世帯、保護率:</u> 1.71%)となっており、微増傾向であるが、過去最高水準。
  - 増加幅は減少しており、対前年同月伸び率(0.2%)は最も低い水準。
  - 高齢化により<u>高齢者世帯は増加傾向</u>。ただし、<u>高齢者世帯を除く世帯(母子世</u> 帯、傷病・障害者世帯、その他の世帯)は減少傾向。
- 生活保護受給者の<u>過半数(約53%)は60歳以上の者</u>。また、<u>高齢者世帯の約9割は</u> <u>単身世帯</u>。
- 受給者の増加にともなって生活保護費負担金も一貫して増加し続けており、<u>平成27</u> <u>年度予算案では3兆8,180億円</u>(国(3/4)と地方(1/4)の負担を合わせた額) そのうち、<u>約半分は医療扶助</u>が占めている。
- 〇 また、平成25年度の不正受給件数 (稼働収入の無申告、各種年金の無申告など) は 約4万2千件、金額にして約187億円 (保護費総額の0.5%) という状況

# 保護率 (%)

# 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

生活保護受給者数は約217万人であり、平成23年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。



資料:被保護者調査より厚生労働省社会・援護局保護課にて作成(平成24年3月以前の数値は福祉行政報告

# 都道府県・指定都市・中核市別保護率(平成27年3月時点)

#### ○全国平均保護率:1.71%(1.11%)

#### 〇都道府県別保護率

	上位10都道府県									
			保護率(%)							
大	阪	府	3.41 (2.32)							
北	海	道	3.16 (2.29)							
高	知	県	2.80 (1.99)							
福	岡	県	2.60 (1.81)							
沖	縄	県	2.50 (1.45)							
京	都	府	2.38 (1.83)							
青	森	県	2.28 (1.53)							
東	京	都	2.23 (1.49)							
長	崎	県	2.22 (1.45)							
兵	庫	県	1.95 (1.37)							

	1	下位10	都道府県				
			保護率(%)				
滋	賀	県	0.83	(0.56)			
静	岡	県	0.82	(0.40)			
Щ	梨	県	0.80	(0.37)			
群	馬	県	0.75	(0.41)			
Ш	形	県	0.66	(0.42)			
石	JII	県	0.66	(0.43)			
岐	阜	県	0.59	(0.30)			
長	野	県	0.55	(0.31)			
福	井	県	0.52	(0.26)			
富	山	県	0.33	(0.22)			

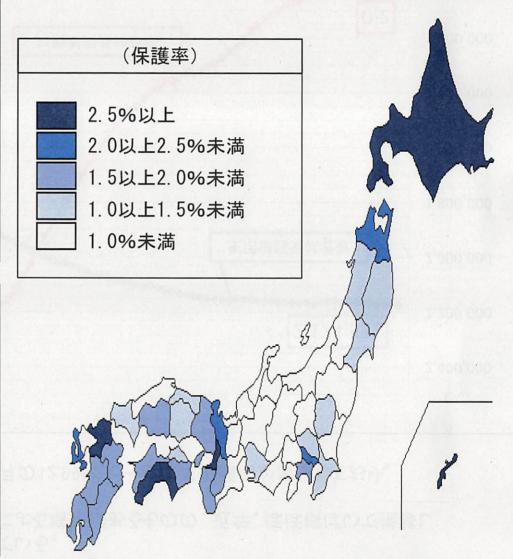
#### 〇指定都市別保護率

	保記	隻率(%)	
大 阪	市	5.54	(3.81)
札幌	市	3.89	(2.62)
京 都	市	3.19	(2.53)
神戸	市	3.16	(2.58)
堺	市	3.11	(2.30)
福岡	市	2.93	(1.83)
北九州	市	2.50	(1.31)
広 島	市	2.35	(1.45)
熊本	市	2.32	(1.35)
川崎	市	2.26	(1.75)
名古屋	市	2.17	(1.20)
千 葉	市	2.07	(1.11)
相模原	市	1.94	(0.87)
横 浜	市	1.93	(1.30)
岡山	市	1.92	(1.50)
仙 台	市	1.67	(0.97)
さいたま	ま市	1.62	(0.75)
新 潟	市	1.48	(1.17)
静岡	市	1.25	(0.66)
浜 松	市	0.95	(0.54)

#### 〇中核市別保護率

	上位10市								
保護率(%)									
函	館	市	4.69 -						
東	大阪	市	4.13 -						
尼	崎	市	4.10 -						
旭	Ш	市	3.91 (2.95)						
高	知	市	3.80 (2.81)						
那	覇	市	3.78 -						
長	崎	市	3.14 (1.96)						
青	森	市	3.02 -						
豊	中	市	2.63 -						
鹿	児島	市	2.60 (1.81)						

下位10市								
			保護	保護率(%)				
前	橋	市	1.12					
柏		市	1.04	3.4				
郡	山	市	0.96	(0.59)				
金	沢	市	0.94	(0.57)				
高	崎	市	0.87	-				
長	野	市	0.81	(0.36)				
豊	橋	市	0.62	(0.34)				
岡	崎	市	0.56	(0.24)				
豊	田	市	0.55	(0.30)				
富	Щ	市	0.42	(0.32)				

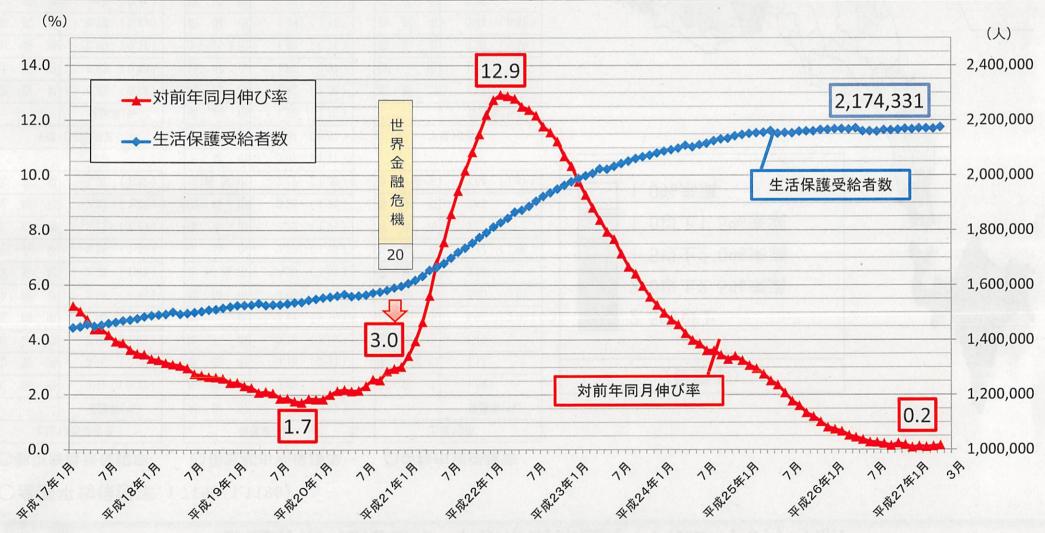


注1:指定都市及び中核市数値は再掲

注2:括弧内は10年度前(平成16年度)の保護率

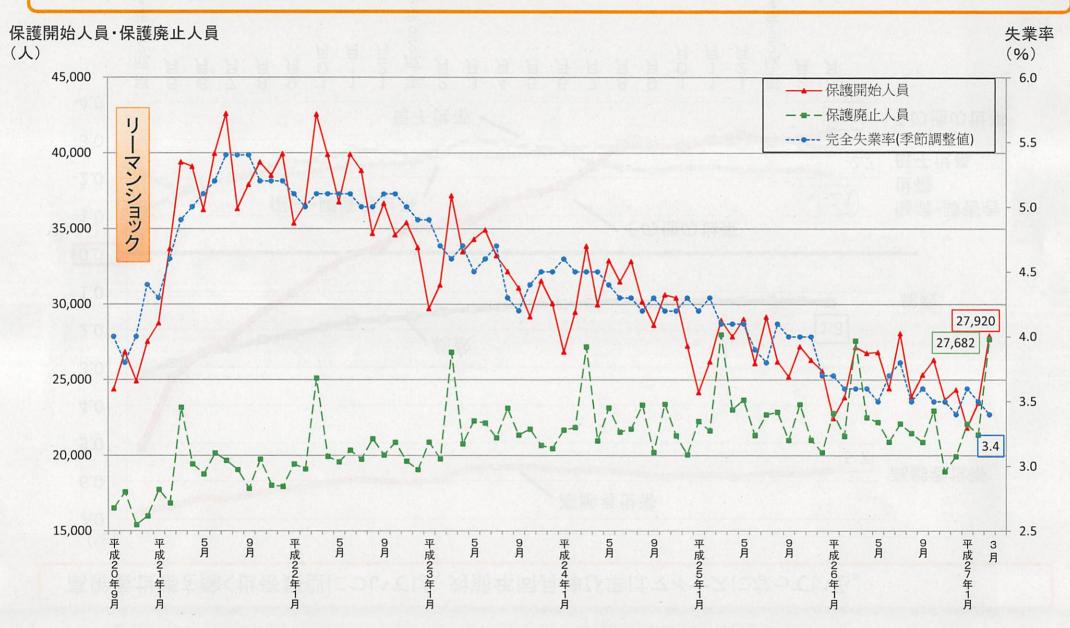
# 過去10年間の生活保護受給者数の推移

- 生活保護受給者数は平成27年3月現在で217万4331人となっている。 平成20年10月頃の世界金融危機以降急増したが、季節要因による増減はあるものの、近年、ほぼ横ばいで推移している。
- 平成27年3月の対前年同月伸び率は0.2%となり、平成22年1月の12.9%をピークに減少傾向が継続しており、 過去10年間でも低い水準となっている。



# 保護開始・廃止人員と失業率の推移

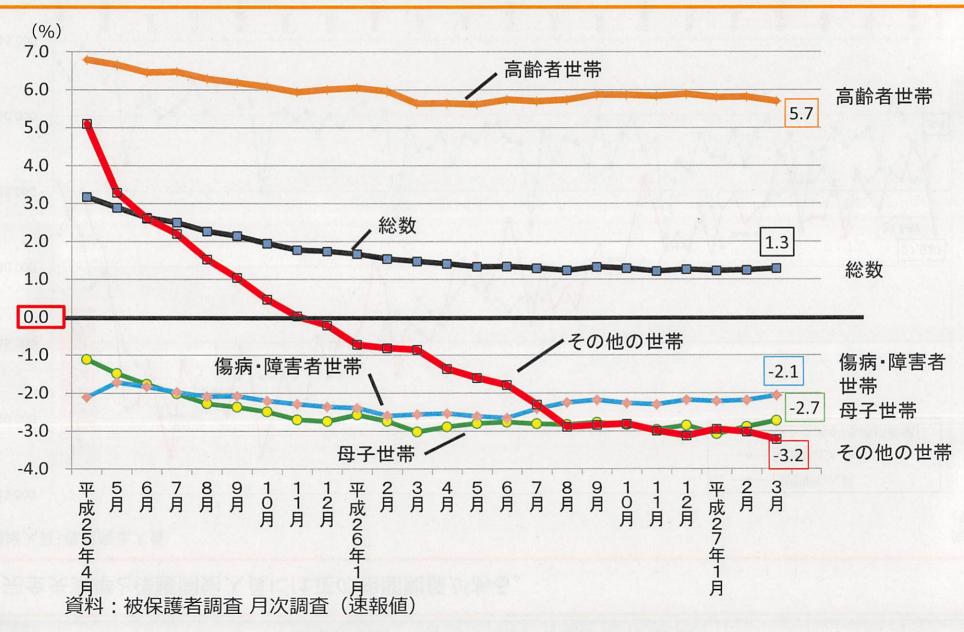
# 完全失業率と保護開始人員には正の相関関係がある。



(注)東日本大震災の影響により、平成23年3月から8月の失業率については、岩手県・宮城県・福島県を除いた数値を用いている。 (資料)福祉行政報告例、被保護者調査(平成24年4月以降)※平成26年4月以降は速報値、労働力調査(総務省)

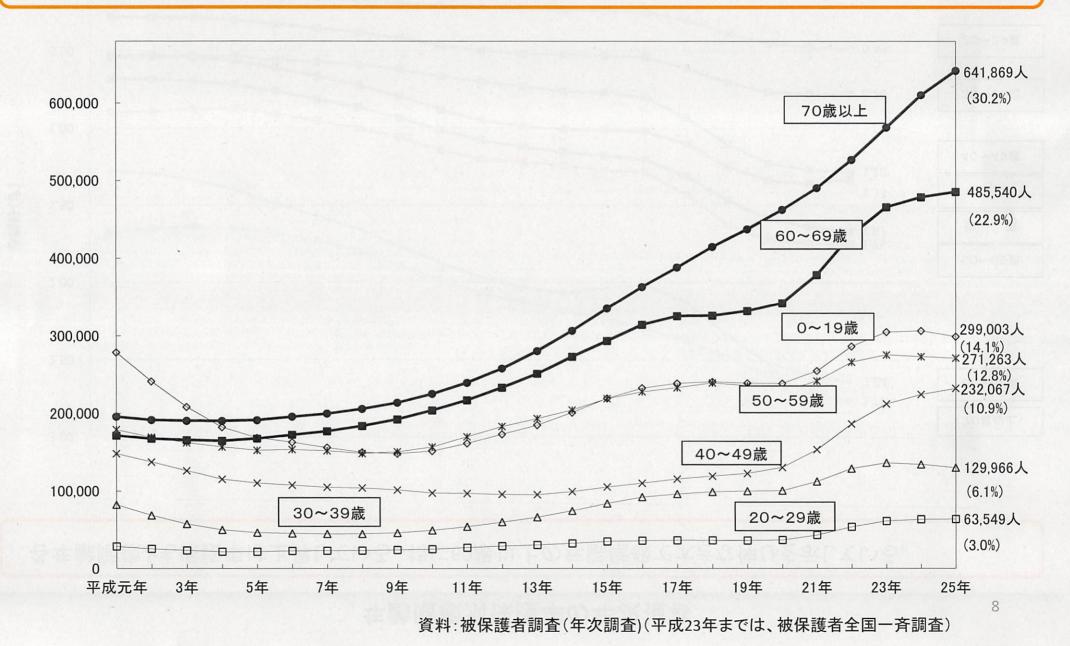
# 世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移

高齢者世帯を除く世帯類型については、対前年同月伸び率はマイナスになっている。



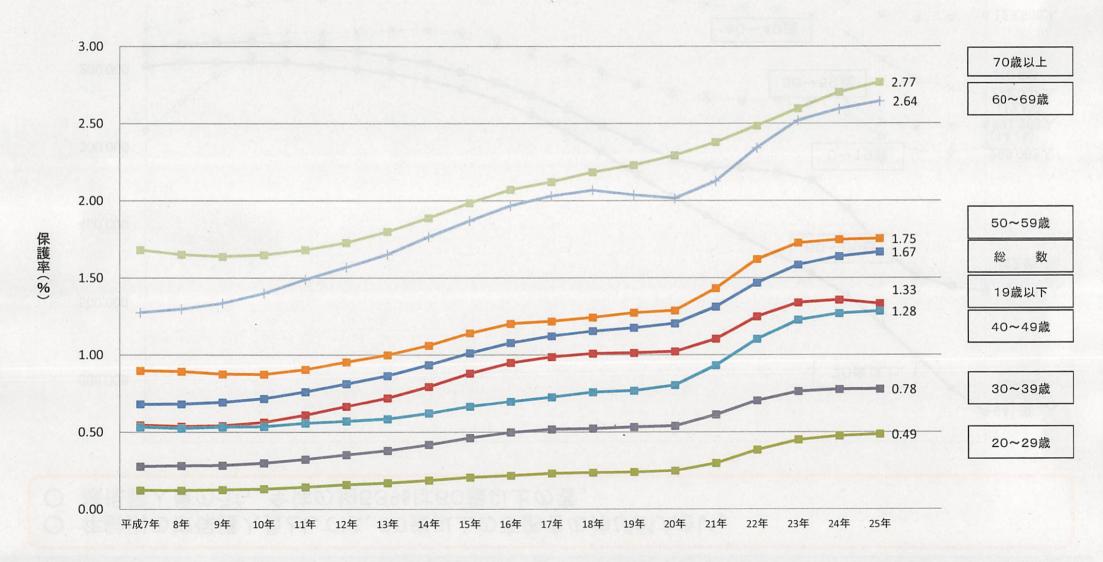
# 年齢階層別被保護人員の年次推移

- 年齢別の被保護人員としては、60歳以上の高齢者の伸びが大きい。
- 〇 被保護人員のうち、全体の約53%は60歳以上の者。



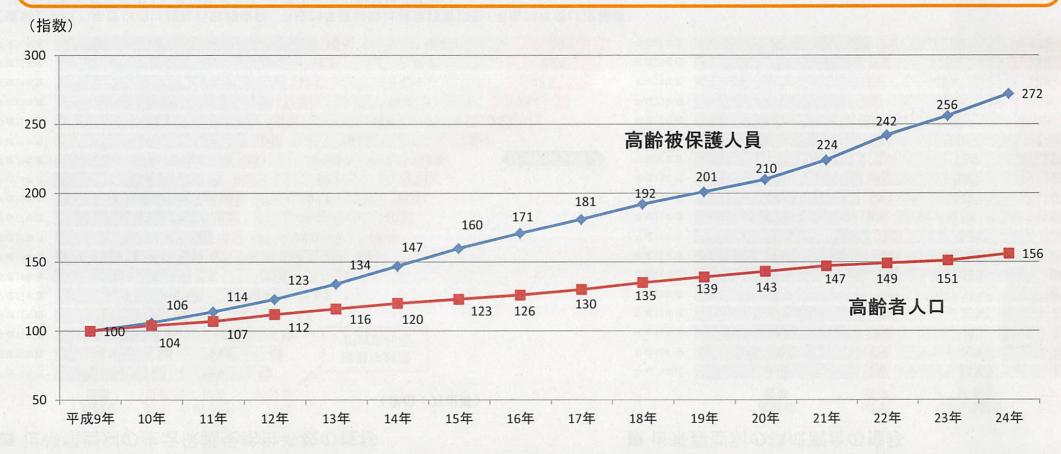
# 年齢階級別保護率の年次推移

各年齢階級とも保護率は上昇している。特に60歳以上の年齢階級で大きな伸びを示している。



# 65歳以上人口の伸びに関する比較(被保護人員と総人口)

- 高齢者人口の伸びに対し、高齢被保護人員数の伸びの方が大きい。
- 〇 具体的には、高齢者人口と高齢被保護人員者について、平成9年を100とした場合、平成24年で 被保護人員は272に対し、総人口は156となっている。



	平	成9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
被保護人員(人)		306,547	325,316	348,157	377,122	411,830	449,320	489,843	525,131	555,096	587,252	616,963	642,829	687,662	740,978	783,404	832,511
(指	数)	100	106	114	123	134	147	160	171	181	192	201	210	224	242	256	272
総人口(千人)		19,758	20,508	21,186	22,041	22,869	23,628	24,311	24,876	25,761	26,604	27,464	28,216	29,005	29,484	29,752	30,793
(指	数)	100	104	107	112	116	120	123	126	130	135	139	143	147	149	151	156

# 世帯類型別の生活保護受給世帯数と構成割合の推移

リーマン・ショック後、特に稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加した。近年、景気回復等の影響により「その他の世帯」は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」のみ増加傾向にある。

#### ■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移

# ■世帯類型別の構成割合の推移

				その他の世帯		(単位:7	5世帯)				高齢者 世帯	母子 世帯	傷病·障害者 世帯	その他 の世帯
平成 9年度	27.7万世帯	5.2	25.9	4.2						平成 9年度	44%	8%	41%	7%
平成10年度	29.5	5.5	26.8	4.5		年齢層				平成10年度	45%	8%	40%	7%
平成11年度	31.6	5.8	27.9	5.0	か合	まれる				平成11年度	45%	8%	40%	7%
平成12年度	34.1	6.3	29.1	5.5						平成12年度	45%	8%	39%	7%
平成13年度	37.0	6.8	30	).4	5.2					平成13年度	46%	9%	38%	8%
平成14年度	40.3	7	.5	31.9	7.2					平成14年度	46%	9%	37%	8%
平成15年度	43.6		8.2	33.7	8.	5				平成15年度	46%	9%	36%	9%
平成16年度	46.6		8.7	35.0		9.4				平成16年度	47%	9%	35%	9%
平成17年度	45.2		9.1	39.0	)	10.7				平成17年度	43%	9%	37%	10%
平成18年度	47.4		9.3	39	9.7	11.0				平成18年度	44%	9%	37%	10%
平成19年度	49.	8	9.3		40.1	11.1				平成19年度	45%	8%	36%	10%
平成20年度	52	.4	9.3		40.7	12.2	2	リーマ	ン・ショック	平成20年度	46%	8%	36%	11%
平成21年度	5	6.3		10.0	43.	6	17.2			平成21年度	44%	8%	34%	14%
平成22年度		60.4		10.9		46.6		22.7		平成22年度	43%	8%	33%	16%
平成23年度		63.6		11.3		48.9		25.4		平成23年度	43%	8%	33%	17%
平成24年度		67.8		11.4		47.5		2	3.5	平成24年度	44%	7%	31%	18%
平成25年度		72.0		1	1.2	46.5			28.8	平成25年度	45%	7%	29%	18%
平成26年度		76.1	4000		10.8	45	4		28.1	平成26年度	47%	7%	28%	17%

【資料】平成23年度以前は福祉行政報告例、平成24年度以降は被保護者調査(平成26年度は速報値) 注:世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

#### 世帯類型の定義

●母子世帯

●高齢者世帯 :男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

:死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子

を含む。)のみで構成されている世帯

害者世帯 :世帯主が障害者加算を受けているか、障害·知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯

●傷病者世帯 :世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

●その他の世帯:上記以外の世帯

#### 参考

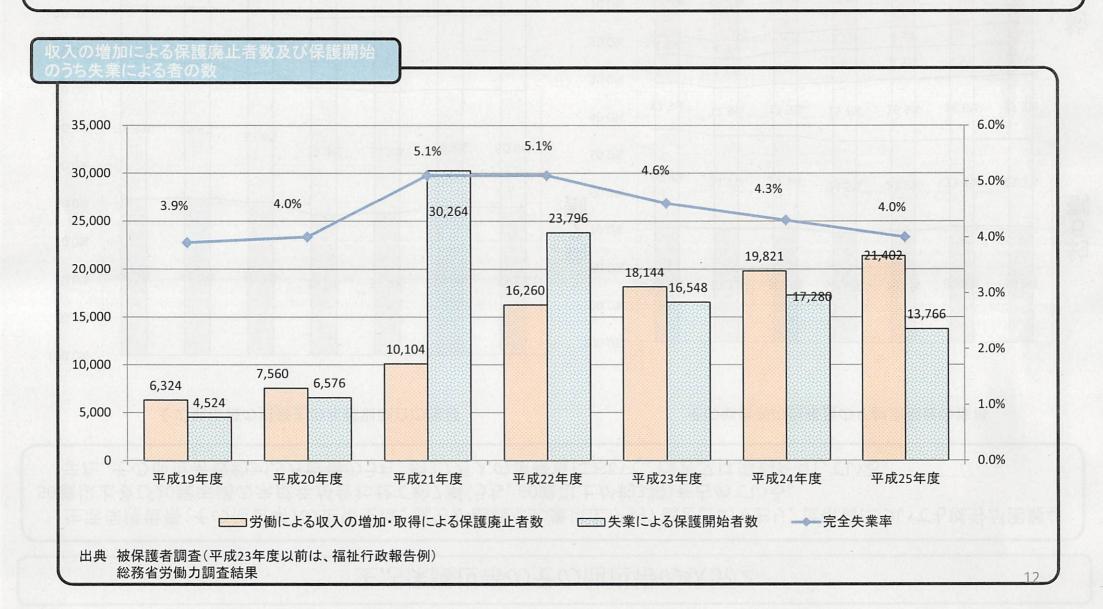
その他の世帯のうち 年齢階級別にみた 世帯人員の構成割合

·20~29歳: 5.4% ·50歳以上:54.0%

(平成25年)

# 生活保護世帯のその他世帯の状況①

○ 生活保護受給者(その他世帯)の就労による保護廃止者数は、経済状況の改善を受けて増加する一方、失業による保護 開始者数は、減少している。

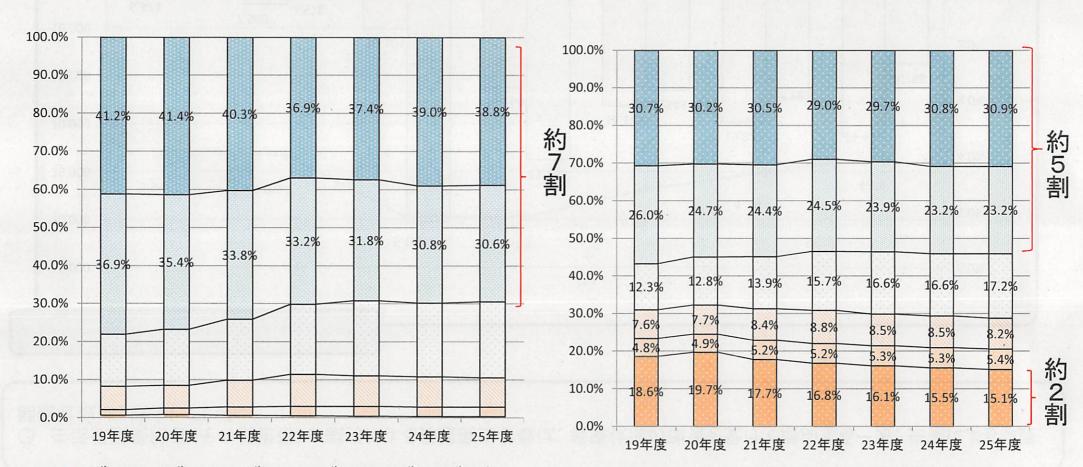


## 生活保護世帯のその他世帯の状況②

生活保護世帯(その他世帯)の世帯主は、就労が困難な50歳以上が約7割を占めており、世帯員についても就労が困難な50歳以上及び20歳未満の未成年が合わせて約7割(うち、60歳以上が約3割)を占めている。 また、その他世帯数約30.5万世帯のうち、約3.7万人の世帯員において、障害又は傷病を有している。

#### その他世帯の世帯主の年齢別割合の推移

その他世帯の世帯員の年齢別割合の推移



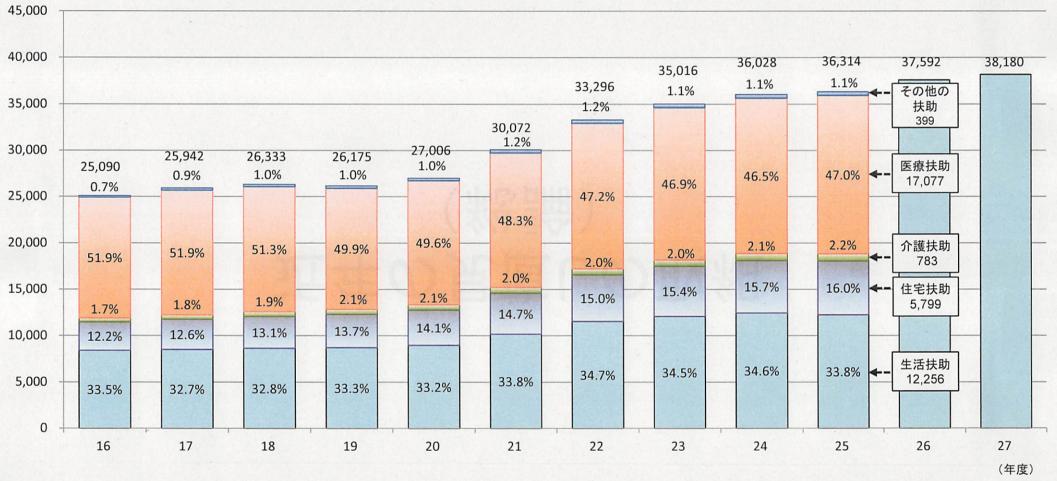
■~19歳 □20~29歳 □30~39歳 □40~49歳 □50~59歳 ■60歳以上

■~19歳 □20~29歳 □30~39歳 □40~49歳 □50~59歳 ■60歳以上

# 生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は3.8兆円(平成27年度当初予算)。
- 〇 実績額の約半分は医療扶助。

(億円)



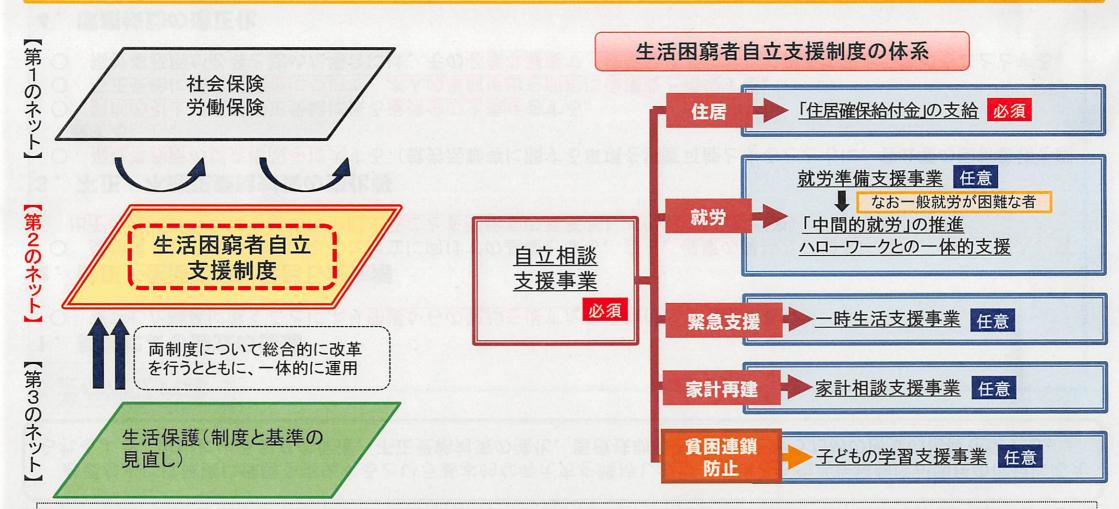
資料:生活保護費負担金事業実績報告

- ※1 施設事務費を除く
- ※2 平成25年度までは実績額、26年度は補正後予算額、27年度は当初予算額
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

# 近年の見直しの取組(総論)

# 生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者自立支援制度について

生活保護制度及び生活保護基準の見直しに併せて、就労その他、複合的な課題を抱える生活困窮者について包括的な支援を行い、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化(いわゆる「第2のセーフティネット」の強化)を図るため、生活困窮者自立支援法が本年4月より施行。



※経済財政運営と改革の基本方針2014(骨太の方針)(平成26年6月24日閣議決定)(抜粋) 生活困窮者に対しては、「生活困窮者自立支援法」に基づく生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化に取り組む。

# 生活保護法の一部を改正する法律について

必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講ずる。

# 主な改正内容

#### 1. 就労による自立の促進

○ 安定した職業に就くことにより<br />
保護からの脱却を促すための給付金を創設する。

#### 2. 健康・生活面等に着目した支援

〇 受給者それぞれの状況に応じた自立に向けての基礎となる、<u>自ら、健康の保持及び増進に努め、また、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを受給者の責務として位置づける</u>。(※)

#### 3. 不正・不適正受給対策の強化等

- 〇 <u>福祉事務所の調査権限を拡大</u>する(就労活動等に関する事項を調査可能とするとともに、官公署の回答義務を創 設する。)。
- <u>罰則の引上げ</u>及び不正受給に係る<u>返還金の上乗せ</u>をする。
- 不正受給に係る<u>返還金について、本人の事前申出を前提に保護費と相殺</u>する。
- 福祉事務所が必要と認めた場合には、その<u>必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求める</u>こととする。

#### 4. 医療扶助の適正化

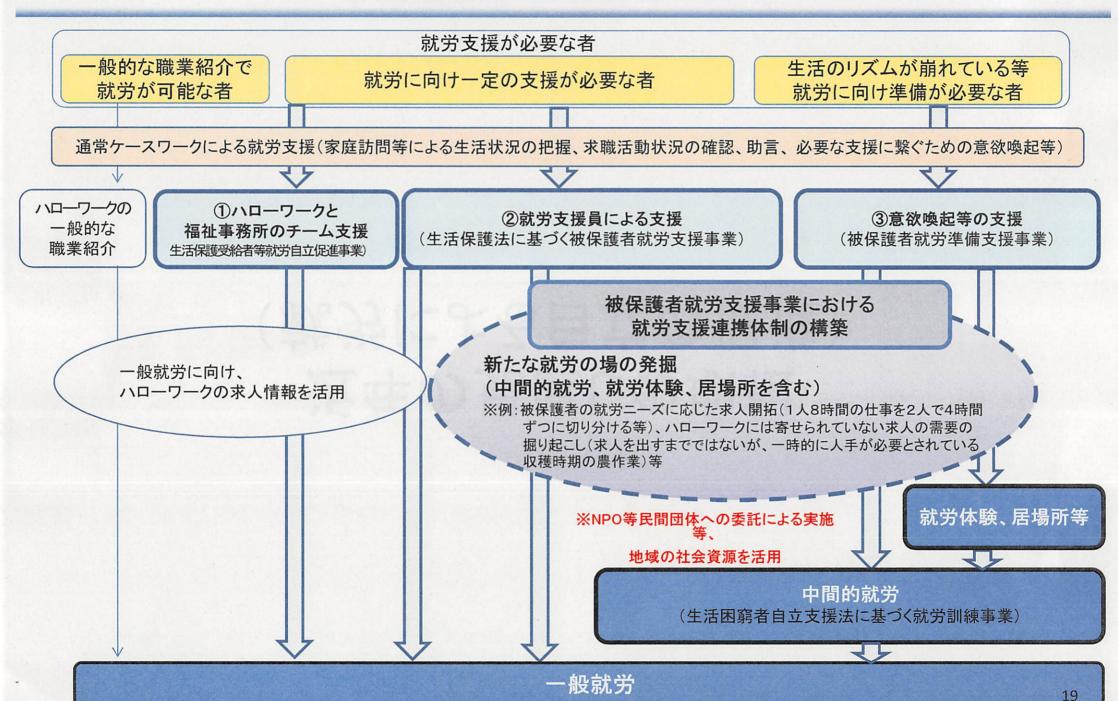
- 指定医療機関制度について、<u>指定(取消)に係る要件を明確化</u>するとともに、<u>指定の更新制を導入</u>する。
- 〇 医師が後発医薬品の使用を認めている場合には、受給者に対し<u>後発医薬品の使用を促す</u>こととする。(※)
- <u>国(地方厚生局)による医療機関への直接の指導を可能</u>とする。

#### 施行期日

平成26年7月1日(一部(※)平成26年1月1日)

# 近年の見直しの取組 (就労による自立の促進)

#### 生活保護受給者の就労支援の流れ(イメージ)



# 切れ目のない就労・自立支援と停止・廃止について

保護開始直後から脱却後まで、稼働可能な者については、切れ目なく、また、どの段階でも、就労等を通じて積極的に社会に参加し、自立することができるよう支援を実施。

就労支援が必要な者 27.0万人(※) (推計)

#### ① 保護開始段階での 取組

- 自立活動確認書に基づく本人の納得を得た集中的支援原則6か月以内
- ・就労活動促進費の創設 月5千円(原則6か月以内、 最長1年)

#### ② 保護開始後3~6 月段階での取組

- ・職種・就労場所を広げて就職活動
- ・就労が困難な場合は、低額であっても一旦就労

#### ③ 就労開始段階の 取組

・ 勤労控除制度の見直し

就労収入1万5千円までは、全額控除1万5千円を超える場合は、超える額の10%を合計した額を控除

#### ④ 保護脱却段階での 取組

・ 就労自立給付金の創設

要件:安定した職業に就いた こと等により、保護を 要しなくなった者。 上限額 単身世帯 10万円 多人数世帯15万円

#### ⑤ 保護脱却後の取組

生活困窮者自立支援 法の自立相談支援事 業に脱却後の支援を 繋ぐことで、連続的 に支援。

# 生活保護受給中を通じた就労指導

・ 就労支援プログラムへの参加 ハローワークと福祉事務所のチーム支援 就労支援員を活用した支援 など

通常ケースワークによる就労支援 ケースワーカーの家庭訪問・助言指導等 96万人(※)

12.6万人(※)

#### 停止・廃止

正当な理由なく就労活動等を行わない場合は、<u>指</u> 導指示等の手続を経て保護の停止・廃止を実施



就労指導件数 7,165世帯(延べ数) 就労指導による停廃止件数 1,266世帯

(※ 実人数かつ20歳~64歳まで)

(出所) 平成24年度被保護者全国一斉調査及び社会・援護局保護課調べ

20

## 自立活動確認書に基づく集中的な就労支援について(平成25年5月から実施)

#### 【自立活動確認書の目的】

就労可能と判断する被保護者であって、保護受給開始後一定期間内に就労自立が見込まれる者を対象に、本人の同意を得て、求職活動の具体的な目標、内容を決定し、本人との共通認識のもとで福祉事務所が就労活動を的確に支援するため作成する。

## 確認書の作成

- ① 本人の希望する就職条件を確認
  - ・正規職員、パート等就労形態・職種・勤務場所・通勤時間・通勤手段
  - ・勤務日数・勤務時間帯・休日・賃金・社会保険等の有無 等
  - ② 本人の学歴、職歴、有資格、地域の求人状況、本人の意向を総合的に勘案し、本人の納得を得て、求職活動の期間(6か月を目途)、具体的目標、求職活動の内容を確認 (活動内容)・生活保護受給者等就労自立促進事業への参加
    - ・就労支援員による就労支援プログラムへの参加 等
  - ③ その際、就労活動促進費の制度を説明し、求職活動の意欲喚起を図る

(支給金額) 月5千円(支給対象期間:原則6か月以内、延長3か月、再延長3か月 最長1年) (支給要件) ハローワークにおける求職活動(職業相談、職業紹介、求人先への応募等)等を 一定程度以上行っていること

- ・本人と福祉事務所との共通認識のもと、適切な就労活動及び的確な就労支援
- 就労活動促進費による就労活動の支援

# 就労活動促進費の創設について

#### 【趣旨】

- 〇 自立に向けての活動は、被保護者本人が主体的に取組むことが重要である。
- しかし、就労活動の状況に関わらず、保護費の受給額は同じであることから、 就労活動のインセンティブが働かないとの指摘がある。
- このため、就労活動に必要な経費の一部を賄うことで、就労活動のインセンティブとし、 早期の保護脱却を目指す。
- なお、早期脱却に向けた集中的な就労支援(※)と合わせて実施する。
- ※ 原則6か月の一定期間を集中的な活動期間とし、本人の納得を得て作成した計画的な取組に基づき集中的な就労支援を行う。

また、直ちに保護脱却が可能となる程度の就労が困難である場合には、低額であっても一旦就労することを基本的考えとする。

#### 【概要】

- 対象者 保護の実施機関が、早期に就労による保護脱却が可能と判断する被保護者であって、就労による自立に向け、自ら積極的に就労活動に取り組んでいると認める者
- 支給要件 ハローワークにおける求職活動(職業相談、職業紹介、求人先への応募等)等を 一定程度以上行っていること
- 〇 支給開始月 平成25年8月から実施
- 支給金額 月額5千円(支給対象期間:原則6か月以内、延長3か月、再延長3か月)

## 勤労控除の概要

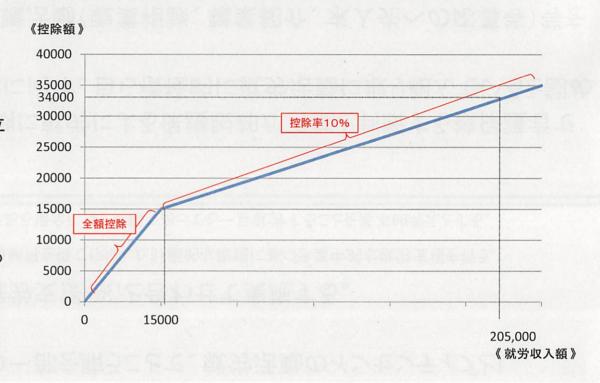
勤労控除は、就労収入のうち一定額を収入から控除し、収入の一部を手元に残すことにより、就労に伴う必要経費の補填や、就労インセンティブの増進・自立助長を図ることを目的とする制度。

#### 1. 基礎控除

- 就労に伴い必要となる被服、身の回り品、知識・教養の向上等のための経費、職場交際費等の経常的な経費を控除するものであり、勤労意欲の増進、自立の助長を図ることを目的とする。
- 〇 控除額は、就労収入に比例して増加。

#### 【控除額(月額)】

- ・就労収入15,000円までは全額控除。
- ・就労収入15,000円超の場合は、15,000円に当該超える 額の10%を合計した額が控除額となる(※)。
- ※ 実際には収入金額別に区分を設け、各区分ごとに控除額を定めている。



#### 2. 新規就労控除

○ 新たに継続性のある職業に従事した場合に、その就労収入から一定額を控除するもの。

(中学校等を卒業した者や入院その他やむを得ない事情のためおおむね3年以上の間職業に従事することができなかった者)

【控除額(月額)】10,700円(就労から6ヶ月間のみ)

#### 3. 未成年者控除

○ 20歳未満の者が就労している場合に、その就労収入から一定額を控除するもの。

(単身者や配偶者とのみで独立した世帯を営む者等の一定の条件にある者については認定しない。)

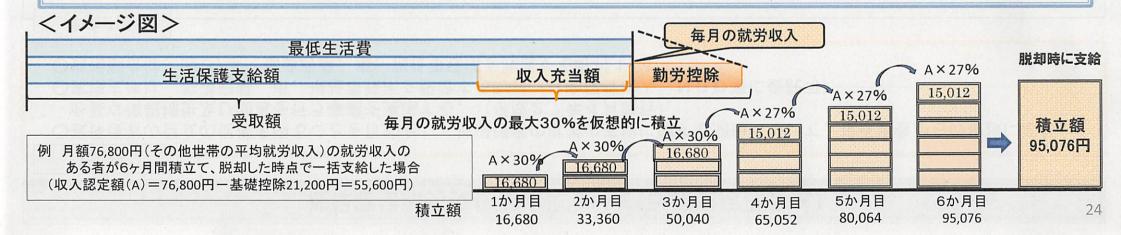
【控除額(月額)】11,400円

# 就労自立給付金について(改正生活保護法)

- ◎ 生活保護から脱却すると、税・社会保険料等の負担が生じるため、こうした点を踏まえた上で、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止することが重要である。
- このため、保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たこと等により保護廃止に至った時に支給する制度(就労自立給付金)を創設する。

# 制度概要

- ○支給要件:安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認めたもの
- ○支給時期:世帯を単位として保護廃止時に一括支給
- 〇支 給 額:上限額 単身世帯 10万円、多人数世帯 15万円
- 〇算定方法:算定対象期間(※1)における各月の就労収入額(※2)に対し、その各月に応じた算定率(※3)
  - を乗じて算定し、上限額といずれか低い額を支給額とする。
- 〇再受給までの期間:原則3年間
  - ※1 算定対象期間:保護を必要としなくなったと認められた日が属する月から起算して前6か月間。
  - ※2 就労収入額:就労に伴う収入として収入充当した額
  - ※3 算定率:保護の廃止に至った就労の収入認定開始月を起算点とし、1~3月目までは30%、 4~6月目までは27%、 7~9月目までは18%、10月目以降は12%)



## 被保護者就労支援事業について(改正生活保護法)

#### 概要

- 〇被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、 必要な情報提供及び助言を行う事業を実施する。(平成27年4月施行)
- 〇実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人、NPO等に委託可)
- ○負担割合は、国3/4 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/4

#### 事業内容

#### <就労支援>

- 〇相談、助言 被保護者の就労に関する相談・助言
- 〇求職活動への支援 履歴書の書き方、面接の受け方等についての 助言
- 〇求職活動への同行 ハローワーク等で求職活動を行う際や、企業 面接の際などに同行
- ○連絡調整 ハローワーク等の関係機関との必要な連絡・ 調整
- ○個別求人開拓 本人希望等を踏まえた個別の求人開拓
- 〇定着支援 就労後のフォローアップの実施

#### <稼働能力判定会議等の開催>

○稼働能力や適性職種等の検討にあたり、専門 的知識のある者で構成する会議等を開催

#### <就労支援連携体制の構築>

〇被保護者の就労支援体制に関する課題の共有や個別求人開拓等を円滑 に実施できるよう、関係機関が参画する就労支援の連携体制を構築。

#### 労働市場

#### (農業)

- ○過疎化、高齢化→担い手育成・確保が重要
- 〇毎年2万人の就農者を確 保する必要(現在1万人) (介護)
- ○介護職員は2025年まで に、更に100万人必要 (その他)
- 〇景気回復による就労の 場の拡大

#### 地域の連携により 就労の場の創出

#### (求人開拓等)

地域の情報(福祉ニーズ、地域課題等) の集約、新たな就労(個々の状況に応 じた就労、中間的就労、就労体験、居 場所)の場の発掘を実施 (連携機関)

福祉事務所・相談支援事業所(就労支援員)、ハローワーク、社会福祉法人、農業団体、商工会議所等

#### 生活保護受給者等

- 〇生活保護受給者が過去 最高。(高齢者世帯の割 合が高く、その他世帯は 急増。)
- ○社会とのつながりの喪失、 自尊感情の喪失による意 欲低下
- 〇長期間労働市場から離れているため、就業体験、 中間就労など段階的な支援が必要
- 〇求人・求職のミスマッチ

#### 個々の状況に応じた支援

就労

中間就学

就労体験

経済的自立(収入増)、社会的自立(自己有用感)、日常生活自立(健康意識の向上等)

55

## 被保護者就労準備支援事業について

#### 概要

- 〇就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、 一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、総合的かつ 段階的に実施する。
- 〇実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人、NPO等に委託可)
- ○負担割合は、国 2/3 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村 1/3

#### 事業内容

#### <一般事業>

一般就労に向けた準備段階の支援として、以下の(1)~(3)の支援を総合的、段階的に実施する。

(1) 日常生活自立に関する支援

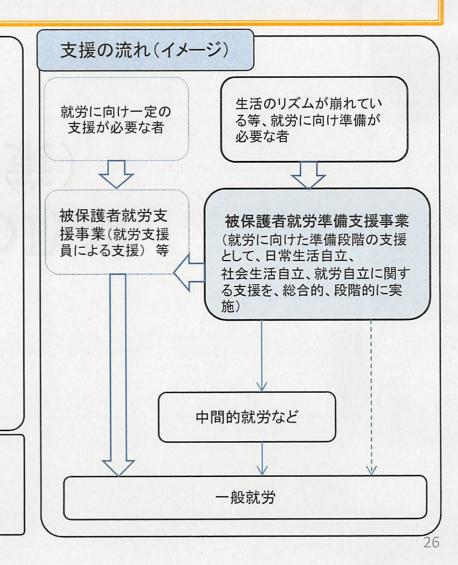
適切な生活習慣の形成を促すため、規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取などに関する助言・指導・適切な身だしなみに関する助言、指導等を実施。

- (2) 社会生活自立に関する支援
  - 社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事務所での職場見学、ボランティア活動等を実施。
- (3) 就労自立に関する支援

就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を実施。

#### <居宅生活移行支援事業>

○ 無料低額宿泊所を利用中の被保護者に対し、日常生活における自立支援や就労支援等を行う職員を配置し、利用者ごと支援計画を策定したうえで、居宅生活等に向けた支援を実施。



# 近年の見直しの取組 (不正受給対策)

# 不正・不適正受給対策の強化等(調査権限の拡大や罰則の引上げ等)(改正生活保護法)

◎ 生活保護の不正事案に対しては、適正な保護の実施や、制度への国民の信頼を確保するためにも、厳正な対処が必要であり、福祉事務所の調査権限の拡大や罰則の引上げ等を実施する。 【施行期日:平成26年7月1日】

# 主な改正内容

- (1) 福祉事務所の調査権限の拡大
- 〇「資産及び収入」に限定されている調査事項について、就労や求職活動の状況、健康状態、扶養の状況 等を追加。また、調査対象者に過去に保護を受給していた者を追加(※)保護受給期間中の事項に限る
- 福祉事務所が行う官公署等への情報提供の求めに対して回答を義務付ける
  - (※)回答義務の対象の例

自動車の所有状況(運輸局の自動車登録情報)など資産の状況に関するものや、市町村民税、児童手当、失業等給付、国民年金など収入の状況に関するもの

- (2) 罰則の引上げ及び不正受給に係る返還金の上乗せ
- 〇 不正受給の罰則について「3年以下の懲役又は30万円以下の罰金」から「3年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に引上げ
- 不正受給に係る徴収金について100分の40を乗じた金額を上乗せすることを可能とする
- (3) 不正受給に係る返還金の保護費との調整
- 確実な徴収を図る観点から、地方自治体が生活保護受給者に対して不正受給に係る徴収債権を有 している場合、本人からの申し出を受け、保護の実施機関が最低限度の生活の維持に支障がないと 認めたときは、保護費と調整することを可能とする
- (4) 扶養義務者に対する報告の求め
- 福祉事務所が必要と認めた場合には、その必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求めることとする。
  - ※要保護者がDV被害を受けている場合など、真に保護が必要な者に対する保護の妨げとなるおそれがある場合は除く。

- 関係先調査(いわゆる29条調査)の調査対象事項は、以下のとおり拡大。
  - ※ 下線部分は、現行からの変更点。

	現行	改正後
要保護者についての調査	- 資産及び収入	・資産及び収入(①生業若しくは就労又は求職活動の状況、②扶養義務者の扶養の状況、 ③他の法律による扶助を含む。)     ・健康状態     ・他自治体における保護の有無     ・その他政令で定める事項(支出に関する状況)
扶養義務者に ついての調査	・資産及び収入	・資産及び収入 ※ 法律上は「その他政令で定める事項」とあるが、現時点では定める予定なし。

(注) 法改正により、被保護者であった者についての調査、被保護者であった者の扶養義務者についての調査もできることとなる。ただし、これらの調査に関しては、資産及び収入の状況その他政令で定める事項は、その保護を受けていた期間における部分に限る。 第29条第2項(新設)

○ 関係先調査が行われた場合、官公署等が保有する情報は、回答義務の対象となる。

種類	情報(調査先)
資産に関する情報	自動車保有(地方運輸局) 等
収入に関する情報	公的年金(年金事務所)、恩給(総務省)、児童手当(市町村)、児童扶養手当(福祉事務所)、 労災補償(厚生労働省)、失業手当(ハローワーク)、育児休業給付・介護休業給付(ハローワーク)、職業訓練受講給付金(ハローワーク)、市町村民税(市町村) 等
その他の情報	健康診査の結果(市町村)、戸籍(市町村)、求職活動状況(ハローワーク)、職業訓練の受講 状況(都道府県) 等

(注) 官公署等が保有する全ての情報が回答義務の対象となるのではなく、改正法別表第一に掲げるものに限られることに留意が必要。

# 扶養義務者に関する規定について

#### 基本的な考え方

- ◇ 明らかに生活保護受給者を十分扶養することができると思われる扶養義務者ついては、その責任を果たしていただきたい。
- ◇ 一方で、行政が家庭の問題に立ち入ることは慎重を期すべきことは当然であり、本当に保護が必要な人が 保護を受ける妨げとならないよう、慎重に対応していく必要がある。

# 扶養義務者への扶養照会※現行でも実施

親子や兄弟姉妹等、<u>一般的に扶養可能性が高い者に対して重点的に行うことが多く</u>、3親等内の親族すべてに一律 行っているわけではない。

※要保護者に事情をよく確認し、20年音信不通であるなど、明らかに扶養の履行が期待できない場合や、DVから逃げてきたなど、扶養を求めることが明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者には照会していない。

※扶養照会より対象が狭まることなる

# 扶養義務者への通知

※第24条8項に新設

# 扶養義務者への報告徴収

※第28条2項に新設

福祉事務所が家事審判手続を活用してまで費用徴収を行う蓋然性が高いと判断されるような場合等に限定して行うこととする旨、省令で明記する。※扶養照会をしないケースは当然対象とならない。

- ◇ 生活保護法における扶養義務の範囲は、民法上の規定における扶養義務の範囲に等しい。
  - ① 夫婦間及び親の未成熟の子に対する関係
  - ② 直系血族及び兄弟姉妹
  - ③ 3親等内の親族(おじ、おば、甥、姪など)のうち特別な事情がある(※)者
  - (※)過去にこの要保護者又はその世帯に属する人から扶養を受けるなど

# 近年の見直しの取組 (医療扶助の適正化)

# 医療扶助の適正化に向けた取組みについて

#### (1)後発医薬品の使用促進

- 〇 平成25年度より、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した場合は、<u>後発医薬品の使用を原則化</u>。また、生活保護法を改正し、<u>後発医薬品の使用を促すことについて</u>法律上明確化。
- 平成27年度より、新たに以下の取組を開始。

院外処方 : 後発医薬品の使用割合が一定以下の自治体における後発医薬品使用促進計画の策定

院内処方 : 後発医薬品の使用割合が一定以下の医療機関に対する後発医薬品使用促進に関する協力要請

#### (2) 指定医療機関の不正事案への対処

- 生活保護法を改正し、指定医療機関の指定要件の明確化、指定医療機関制度を見直し。
- 国による指導等を可能とするなど、指定医療機関への指導体制を強化。

#### (3) 電子レセプトを活用したレセプト点検の強化

- 電子レセプトを活用することで、各自治体においてレセプト点検を強化。 (平成24年度には、重複処方など、具体的な対象となりうる者を抽出するための機能改修を実施)
- 電子レセプトの活用事例について、事例集を作成し、各自治体へ配布。

#### (4) 頻回受診にかかる適正受診等の徹底

- <u>頻回受診者全員を対象に、嘱託医協議や主治医訪問により個々の状況を把握した上で、適正受診に向けた指導</u>を実施。
- 長期入院している者について、地域移行のために支援を実施。
- 同一月に複数の医療機関から向精神薬を処方されている者に対し、受診指導を実施。

#### (5)健康管理支援の推進

- 専門職の配置による適正受診指導、健康診査及び保健指導の活用推進等の補助事業等により自治体の取組を支援。
- 平成27年度より、新たに生活習慣病の重症化予防等の支援を開始。

# 生活保護における後発医薬品の使用促進の取組



#### 現在の取扱い

医師等が後発医薬品の使用が可能であると判断した場合は、後発医薬品を原則として使用する。

- ※ 後発医薬品の使用が可能であるにもかかわらず、先発医薬品を希望する受給者に対しては、
  - ・ 薬局は、先発医薬品を希望する理由を確認した上で、先発医薬品を一旦調剤する。
  - その理由が「先発医薬品の方が高額だから」「理由を言わない」等の場合については、必要に応じて福祉事務所の健康管理指導の対象とする。

#### 生活保護法改正により、後発医薬品の使用を促すことを法律上明確化(平成26年1月1日施行)

第34条第3項 (略)医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品・・・を使用することができると認めたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。

#### 取組の効果 (院外処方における使用割合(数量シェア)) しかし・・・ +6.5% (%) 院外処方における 65 ○ 院外処方の使用割合には、**都道府県等の間で差**がある。 61.0% 生活保護と医療全体の差 60 【最高】那覇市 78.9% ~ 【最低】和歌山県 45.6% 54.5% 55 +1.1% ○ また、院外処方が61.0%に到達する一方で、**院内処方は**、 47.8% 50 51.6%にとどまっている。 46.7% 45 生活保護 医療全体 生活保護 医療全体 40 平成25年 平成26年 (出典) ·「医療扶助実態調查(各年6 平成27年度からの新たな取組

- 月審査分)」
  ・「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向(5月診療分)」
- 1. 後発医薬品使用促進計画の策定(院外処方)
  - 後発医薬品の使用割合が75%未満の福祉事務所等において、使用促進に関する計画を策定。
  - 使用促進の取組が一定の基準を満たす場合、医療扶助適正化関係補助金の補助率を引上げ。
- 2. 院内処方の使用割合が75%未満の医療機関に対し、都道府県等が後発医薬品使用促進を要請

# 生活保護における後発医薬品の数量シェア(院外処方)

- 生活保護における後発医薬品の使用割合(数量シェア)は、全国平均で61.0%。(院外処方)
- 都道府県等の自治体別で見ると地域差が見られ、最大78.9%(那覇市)~最低45.6%(和歌山県)まで、その差は約2倍。

N. 1881 P.	生活保護	医療全体
平成25年	47. 8%	46. 7%
平成26年	61.0%	54. 5%

出典)「医療扶助実態調査(各年6月審査分)」 「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向(5月診療分)」

大津市

高槻市

東大阪市

(%)

都道府県						
北海道	56.3	滋賀県	51.1			
青森県	65.9	京都府	52.9			
岩手県	64.2	大阪府	53.5			
宮城県	69.1	兵庫県	57.7			
秋田県	53.9	奈良県	55.8			
山形県	68.1	和歌山県	最小 45.6			
福島県	62.5	鳥取県	60.5			
茨城県	59.8	島根県	67.5			
栃木県	59.6	岡山県	64.3			
群馬県	70.8	広島県	69.7			
埼玉県	65.1	山口県	60.5			
千葉県	59.2	徳島県	56.8			
東京都	66.1	香川県	61.7			
神奈川県	60.9	愛媛県	57.3			
新潟県	62.9	高知県	60.4			
富山県	68.8	福岡県	59.3			
石川県	63.4	佐賀県	59.4			
福井県	71.5	長崎県	70.3			
山梨県		熊本県	71.7			
長野県	75.5	大分県	67.5			
岐阜県	60.2	宮崎県	70.1			
静岡県	65.5	鹿児島県	73.4			

64.8 沖縄県

60.3

最大

地, 宋中间

(%) 政令市指定都市 札幌市 55.7 仙台市 69.5 さいたま市 56.5 千葉市 57.3 横浜市 60.5 川崎市 65.3 相模原市 57.6 新潟市 59.7 静岡市 62.3 浜松市 67.4 名古屋市 54.5 京都市 最小 52.3 大阪市 52.8 堺市 52.9 神戸市 57.9 岡山市 68.6 広島市 66.1 北九州市 63.6 福岡市 64.0 熊本市 最大 71.0

函館市     56.2 枚方市     59.       青森市     68.7 姫路市     56.       盛岡市     62.8 西宮市     50.       秋田市     62.5 尼崎市     57.       郡山市     65.0 奈良市     56.       いわき市     55.2 和歌山市     最小     47.       宇都宮市     56.5 倉敷市     70.       前橋市     71.1 福山市     69.       高崎市     65.2 下関市     69.       川越市     66.0 高松市     62.       船橋市     65.0 松山市     57.       柏市     66.2 高知市     62.       横須賀市     63.0 久留米市     71.       富山市     72.2 長崎市     70.       金沢市     64.8 大分市     63.       長野市     74.1 宮崎市     75.       岐阜市     58.5 鹿児島市     74.	中核市								
青森市       68.7 姫路市       56.         盛岡市       62.8 西宮市       50.         秋田市       62.5 尼崎市       57.         郡山市       65.0 奈良市       56.         いわき市       55.2 和歌山市       最小       47.         宇都宮市       56.5 倉敷市       70.         前橋市       71.1 福山市       69.         高崎市       65.2 下関市       69.         川越市       66.0 高松市       62.         船橋市       65.0 松山市       57.         柏市       66.2 高知市       62.         横須賀市       63.0 久留米市       71.         富山市       72.2 長崎市       70.         金沢市       64.8 大分市       63.         長野市       74.1 宮崎市       75.         岐阜市       58.5 鹿児島市       74.         豊橋市       70.7 那覇市       最大       78.	旭川市	58.7	豊中市	55.9					
盛岡市       62.8       西宮市       50.         秋田市       62.5       尼崎市       57.         郡山市       65.0       奈良市       56.         いわき市       55.2       和歌山市       最小       47.         宇都宮市       56.5       倉敷市       70.         前橋市       65.2       下関市       69.         川越市       66.0       高松市       62.         船橋市       65.0       松山市       57.         柏市       66.2       高知市       62.         横須賀市       63.0       久留米市       71.         富山市       72.2       長崎市       70.         金沢市       64.8       大分市       63.         長野市       74.1       宮崎市       75.         岐阜市       58.5       鹿児島市       74.         豊橋市       70.7       那覇市       最大       78.         豊田市       68.0	函館市	56.2	枚方市	59.9					
秋田市 62.5 尼崎市 57. 郡山市 65.0 奈良市 56. いわき市 55.2 和歌山市 最小 47. 宇都宮市 56.5 倉敷市 70. 前橋市 71.1 福山市 69. 高崎市 65.2 下関市 69. 川越市 66.0 高松市 62. 船橋市 65.0 松山市 57. 柏市 66.2 高知市 62. 横須賀市 63.0 久留米市 71. 富山市 72.2 長崎市 70. 金沢市 64.8 大分市 63. 長野市 74.1 宮崎市 75. 岐阜市 58.5 鹿児島市 74. 豊橋市 70.7 那覇市 最大 78. 豊田市 68.0	青森市	68.7	姫路市	56.2					
郡山市     65.0 奈良市     56.0       いわき市     55.2 和歌山市     47.       宇都宮市     56.5 倉敷市     70.       前橋市     71.1 福山市     69.       高崎市     65.2 下関市     69.       川越市     66.0 高松市     62.       船橋市     65.0 松山市     57.       柏市     66.2 高知市     62.       横須賀市     63.0 久留米市     71.       富山市     72.2 長崎市     70.       金沢市     64.8 大分市     63.       長野市     74.1 宮崎市     75.       岐阜市     58.5 鹿児島市     74.       豊橋市     70.7 那覇市     最大     78.       豊田市     68.0	盛岡市	62.8	西宮市	50.0					
いわき市 55.2 和歌山市 最小 47. 宇都宮市 56.5 倉敷市 70. 前橋市 71.1 福山市 69. 高崎市 65.2 下関市 69. 川越市 66.0 高松市 62. 船橋市 65.0 松山市 57. 柏市 66.2 高知市 62. 横須賀市 63.0 久留米市 71. 富山市 72.2 長崎市 70. 金沢市 64.8 大分市 63. 長野市 74.1 宮崎市 75. 岐阜市 58.5 鹿児島市 74. 豊橋市 70.7 那覇市 最大 78. 豊田市 68.0	秋田市	62.5	尼崎市	57.7					
字都宮市 56.5 倉敷市 70.前橋市 71.1 福山市 69. 高崎市 65.2 下関市 69. 川越市 66.0 高松市 62. 船橋市 65.0 松山市 57. 柏市 66.2 高知市 62. 横須賀市 63.0 久留米市 71. 富山市 72.2 長崎市 70. 金沢市 64.8 大分市 63. 長野市 74.1 宮崎市 75. 岐阜市 58.5 鹿児島市 74. 豊橋市 70.7 那覇市 最大 78. 豊田市 68.0	郡山市	65.0	奈良市	56.5					
前橋市 71.1 福山市 69. 高崎市 65.2 下関市 69. 川越市 66.0 高松市 62. 船橋市 65.0 松山市 57. 柏市 66.2 高知市 62. 横須賀市 63.0 久留米市 71. 富山市 72.2 長崎市 70. 金沢市 64.8 大分市 63. 長野市 74.1 宮崎市 75. 岐阜市 58.5 鹿児島市 74.1 豊橋市 70.7 那覇市 最大 78. 豊田市 68.0	いわき市	55.2	和歌山市	最小 47.9					
高崎市 65.2 下関市 69.  川越市 66.0 高松市 62.  船橋市 65.0 松山市 57.  柏市 66.2 高知市 62.  横須賀市 63.0 久留米市 71.  富山市 72.2 長崎市 70.  金沢市 64.8 大分市 63.  長野市 74.1 宮崎市 75.  岐阜市 58.5 鹿児島市 74.  豊橋市 70.7 那覇市 最大 78.	宇都宮市	56.5	倉敷市	70.0					
川越市     66.0     高松市     62.       船橋市     65.0     松山市     57.       柏市     66.2     高知市     62.       横須賀市     63.0     久留米市     71.       富山市     72.2     長崎市     70.       金沢市     64.8     大分市     63.       長野市     74.1     宮崎市     75.       岐阜市     58.5     鹿児島市     74.       豊橋市     70.7     那覇市     最大     78.       豊田市     68.0	前橋市	71.1	福山市	69.8					
船橋市       65.0       松山市       57.         柏市       66.2       高知市       62.         横須賀市       63.0       久留米市       71.         富山市       72.2       長崎市       70.         金沢市       64.8       大分市       63.         長野市       74.1       宮崎市       75.         岐阜市       58.5       鹿児島市       74.         豊橋市       70.7       那覇市       最大       78.         豊田市       68.0	高崎市	65.2	下関市	69.8					
柏市66.2高知市62.横須賀市63.0久留米市71.富山市72.2長崎市70.金沢市64.8大分市63.長野市74.1宮崎市75.岐阜市58.5鹿児島市74.豊橋市70.7那覇市最大78.	川越市	66.0	高松市	62.7					
横須賀市63.0 久留米市71.富山市72.2 長崎市70.金沢市64.8 大分市63.長野市74.1 宮崎市75.岐阜市58.5 鹿児島市74.豊橋市70.7 那覇市最大78.豊田市68.0	船橋市	65.0	松山市	57.4					
富山市     72.2 長崎市     70.       金沢市     64.8 大分市     63.       長野市     74.1 宮崎市     75.       岐阜市     58.5 鹿児島市     74.       豊橋市     70.7 那覇市     最大     78.       豊田市     68.0	柏市	66.2	高知市	62.8					
金沢市 64.8 大分市 63. 長野市 74.1 宮崎市 75. 岐阜市 58.5 鹿児島市 74. 豊橋市 70.7 那覇市 最大 78. 豊田市 68.0	横須賀市	63.0	久留米市	71.9					
長野市74.1宮崎市75.岐阜市58.5鹿児島市74.豊橋市70.7那覇市最大78.豊田市68.0	富山市	72.2	長崎市	70.8					
岐阜市58.5鹿児島市74.豊橋市70.7那覇市最大78.豊田市68.0	金沢市	64.8	大分市	63.3					
豊橋市 70.7 那覇市 <b>最大</b> 78. 豊田市 68.0	長野市	74.1	宮崎市	75.7					
豊田市 68.0	岐阜市	58.5	鹿児島市	74.0					
	豊橋市	70.7	那覇市	最大 78.9					
岡崎市 59.2	豊田市	68.0							
	岡崎市	59.2							

59.0

55.2

56.0

出典)平成26年医療扶助実態調査(6月審査分)

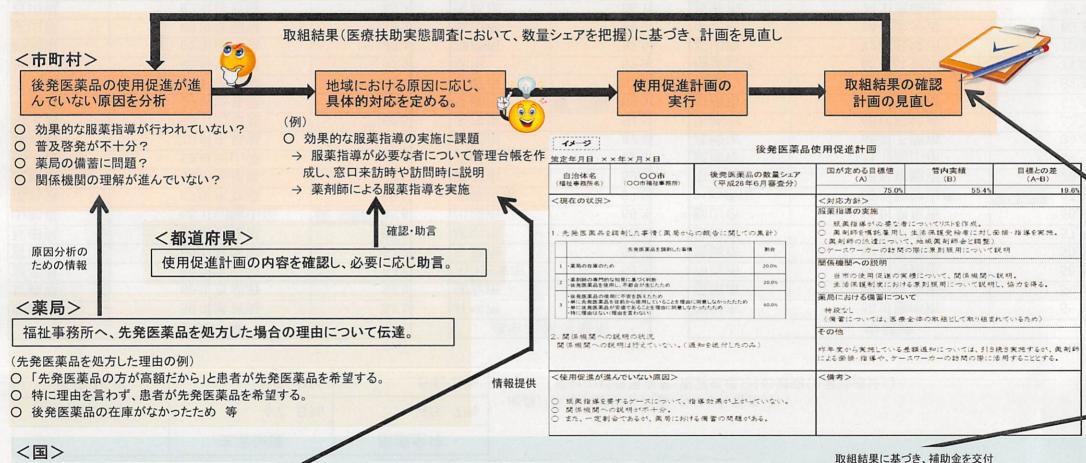
愛知県

三重県

(%)

# 後発医薬品使用促進計画の策定・取組評価

- 市町村において、以下の取組を実施。
- 後発医薬品の使用割合が75%未満である市町村においては、後発医薬品の使用促進の取組に関する計画を策定。
- 計画の策定においては、後発医薬品の使用割合が低調である理由を分析し、その対応方針を定める。



#### 自治体の取組事例の紹介等を行う

(取組事例)

- 0 地域薬剤師会と連携した服薬指導の実施
- 医療扶助相談員の薬局巡回による後発品備蓄情報の共 有
- 服薬指導対象者の管理台帳を作成し、窓口対応や自宅 訪問等において周知・説明

#### 補助金交付における取組評価(取組インセンティブの付与)

- 後発医薬品の使用促進の取組が、以下の基準(※)を満たす場合には、医療扶助適正化関係補助金の補助率を引き上げ、取組を 評価。(具体的な取組内容については、都道府県を通じて把握)
  - ・使用促進計画の目標値である数量シェア75%(上位3割福祉事務所の平均を参考に設定)を上回っている場合。
  - ・ 数量シェアの対前年伸び分が、国全体の伸び分(25→26年、+13.2%)を上回る場合。

## 院内処方に関する後発医薬品使用促進の取組

- 院外処方(薬局における処方)については、平成26年度で後発医薬品の数量シェアが61.0%に達した一方、院内処方については、51.6%に とどまっている。
- 院内処方における後発医薬品の使用促進のため、後発医薬品の数量シェアが75.0%以下の医療機関については、都道府県等から状況の説明を行い、後発医薬品の使用促進について要請。

#### <院内処方と院外処方における数量シェアの伸び>

十八十三年 中国	平成25年	平成26年	伸び
院外処方	47.8%	61.0%	+13.2%
院内処方	49.2%	51.6%	+2.4%

出典)「医療扶助実態調査(各年6月審査分)」

※生活保護全体では、平成26年で58.7%

#### <具体的な取組の内容>

- 生活保護受給者は、後発医薬品の使用が可能である場合には、後発医薬品の使用を原則化。
- 都道府県等は、院内処方を行う医療機関に対し、医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めたものについては、医師が生活保護受給者に対する後発医薬品の使用を促すよう努めること(生活保護法第34条)について説明。
- また、上記の他、当該医療機関の状況や生活保護制度における取組状況等について説明。



#### 医療機関に対し、後発医薬品の使用促進について要請

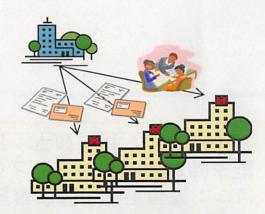
#### (参考)生活保護法第34条第3項

医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができるものと認めたものについては、被保護者に対し、 可能な限り後発医薬品の使用を促すことにより医療の給付を行うよう努めるものとする。

#### <医療機関に対する要請の方法>

- 要請の場: 個別訪問、講習会、広報、文書等
  - ※1 使用促進の状況により説明方法について、計画を立て、順次実施。
  - ※2 国全体の取組として設置されている都道府県協議会も活用。
  - ※3 医療機関の他、地域の職能団体に対し、協力を依頼。
- 〇 説明方法の例: 75.0%に達しない医療機関全体に対し文書の送付を行い、院内処方の規模が大きく、

かつ数量シェアが特に低い医療機関に対し個別訪問を行う等



数量シェアが75.0%以下の医療機関

## 指定医療機関の不正事案への対処(改正生活保護法)

◎ 多くの医療機関では適正な診療が行われている一方、一部で生じている医療機関の不正事案については、厳正な対処が必要であることから、指定医療機関制度の見直しを行うとともに、指導体制を強化する。
【施行期日:平成26年7月1日】

## <改正①> 指定医療機関制度の見直し

○ 指定医療機関の指定要件及び指定取消要件を明確化。〈法第49条の2、第51条〉

・指定要件: 保険医療機関であること、取消処分前に指定辞退がなされた場合に5年を経過していること、

申請者が禁錮刑以上の刑の執行(猶予)中でないこと 等

・取消要件: 保険医療機関でなくなったとき、診療報酬の請求に関し不正があったとき等

- 指定医療機関の指定の有効期間(現在は無期限)について、6年間の有効期間(更新制)を導入。〈法第49条の3〉
  - ・更新制の対象は病院、診療所、薬局 ※指定介護機関、指定助産機関及び指定施術機関は対象外
  - ・負担軽減の観点から、一部の診療所等について更新の申請を不要とする。
- 指定医療機関又は保険医療機関の<u>いずれかの指定が取り消された際に、両制度間で関連性を持たせて対応</u>。
  - ・保険医療機関の指定取消 → 指定医療機関の指定取消が可能。〈法第51条〉
  - ・指定医療機関の指定取消 → 都道府県知事は、保険医療機関の指定取消要件に該当すると疑うに足りる事実があるときは、<u>厚生労働大臣(地方</u> <u>厚生局長)に通知しなければならない</u>。〈法第83条の2〉
- 〇 過去の不正にも対処できるよう、健康保険の取扱いを参考に、現在対象となっていない<u>指定医療機関の管理者であった者についても報告徴収や検査等の対象とする</u>。〈法第54条〉 等
- ※ 施行に伴う経過措置
  - ・ 旧法により指定を受けている病院、診療所、薬局、介護機関、助産師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、医師または歯科医師は、施行日において改正法の指定があったものとみなす。〈附則第5条第1項、4項、第6条、第7条〉 ※はり師及びきゅう師については新規指定が必要。
  - ・ みなし指定を受けた病院、診療所、薬局は、施行日から1年以内(厚生労働省令で定める期間内)に法第49条の申請をしなければ、指定の効力を 失う。(附則第5条第2項)

## <改正②> 指定医療機関への指導体制の強化

- 国(地方厚生局)による指導等も実施できるようにする。〈法第54条、第84条の4〉
- 各地方厚生局に指定医療機関に対する指導等を行う専門の職員を配置する。(運用)

## 頻回受診の適正化について

## 頻回受診者の定義

医療扶助による外来患者であって、同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診している月が3ヶ月以上続いている者

#### 適正化の対応

頻回受診者の把握



主治医訪問 · 嘱託医協議



指導の実施



改善状況の確認

毎月レセプトを確認し、頻回受診者にかかる台帳を作成

主治医や嘱託医に協議し、頻回受診と認められるか否かを判断

頻回受診と判断された者について、訪問により指導を実施

指導の翌月、医療機関へ改善状況を確認。 改善されていない場合には、引き続き指導を実施

## 〇 頻回受診の改善の状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受診状況把握対象者数(同一疾病で月15日以上の通院が3か月以上継続している者数)(A)	18, 847人	18, 969人	16, 526人
適正受診指導対象者数(B)	4, 273人	4, 146人	4. 012人
改善者数(適正な受診日数に改善された者数)(C)	1, 834人	1, 949人	1,844人
改善者数割合(C/B)	42. 92%	47. 01%	45. 96%

## 生活保護受給者の健康管理支援(生活習慣病の重症化予防等)について

#### 取組の趣旨

- 生活保護制度の目的である自立助長を図る基礎としては、何より健康状態を良好に保つことが重要。
- 生活保護受給者は、国保の被保険者等と比較して糖尿病の割合が高く、糖尿病は重症化した場合、人工透析治療など、自立生活への支障、医療費等への影響が大きい。
- そのため、医療機関、市町村国保部門、市町村保健部門等による多機関連携体制を構築し、生活習慣病の重症化予防を中心とした健康管理支援を通じて、自立支援に取り組み、健康 状態の維持・改善による医療扶助の適正化を図る。

#### 健康管理支援(生活習慣病の重症化予防)の実施方法等

#### 1. 対象者選定に係る情報の入手

#### 診療報酬明細書から、生活習慣病の治療を行っている者を把握。

※ 抽出については、電子レセプトシステムを活用。(生活習慣病にかかる抽出設定については、国で作 成の上、CSVデータにより全国自治体へ配布する)

#### 【その他、対象者選定において参考となる情報】

- 特定健診の結果(※):保護開始以前に加入していた国保等において実施されたもの
- 健康診査の結果(※):市町村保健部門が実施したもの
- 検診の結果:福祉事務所が健康状態に関する情報を把握するために実施した場合のもの
- ケースワークによる生活状況に関する情報
- ※生活保護法の改正により、法第29条第2項に基づく福祉事務所の入手が可能となっている。

#### 2. 生活実態の把握、支援対象者の選定等

#### (実態把握)

訪問調査、主治医への確認等 生活実態、病状、通院状況、服薬等に ついて把握を行う。

#### (支援対象者の選定等)

〇 嘱託医や保健師等への協議等に よる支援対象者の選定。

39

〇 協働する専門機関の検討 等

予め保健師等に相談すべきケースについてチェックリストを作成し、連携を円滑化。

(例)内服やインスリン治療を行っている者で、受診中断している者、

糖尿病や高血圧に罹患している妊婦、糖尿病の治療中である知的障害者、精神障害者

#### 3. 支援の実施(取組の例)

#### 援助方針の策定

支援対象者の援助方針を策定。(支援の状況に応じて見直し)

#### 多機関連携体制の構築

- 健診、保健指導等:市町村保健部門、市町村国保部門
- 高齢者支援:市町村高齢者福祉部門、地域包括支援センター
- 〇 障害者支援:市町村障害保健福祉部門

情報共有のため、個 康手帳の活用 を検討

## ※ 個々の支援ニーズや、支援体制等により、関係機関と協議しつつ実施。

#### 福祉事務所による受診動向の確認等

定期的な訪問調査や電話等による生活実態、病状・受診・服薬状況等の確認を行い、患者の 自己判断で受診や服薬の中断を行っている場合に、受診継続等の指導を行う。

#### 保健師、薬剤師等による内服薬の確認等

保健師、薬剤師等が、複数医療機関から内服薬の処方が行われている場合の確認や整理、 主治医との調整、食事の確認等を行い、必要な助言を行う。

#### 取組に関する評価方法

○ 取組を効果的に行うため、1年に1回を目安として、事業効果の測定を行う。

#### <評価指標>

糖尿病重症化者数	糖尿病性腎症により人工透析治療を開始した者等の数
糖尿病治療継続者割合	糖尿病に係る治療の継続者割合

#### 取組に対する予算補助の実施

〇 予算補助の実施

生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援の取組にかかる経費について は、医療扶助適正化等事業の対象として、予算補助を行う。

- 〇 補助の対象 : 支援実施にかかる保健師等配置の人件費等
- 〇 補助率: 3/4

# 近年の見直しの取組 (生活保護基準の見直し)

## 社会保障審議会生活保護基準部会

#### 概要

生活保護基準について、5年に1度実施される全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証を実施するため、新たに社会保障審議会の下に常設の専門の部会を設置したもの。

### これまでの議論と今後の方向性

- 〇 平成23年2月に部会を設置以降、生活扶助基準について評価・検証を実施し、平成25年1月に検証結果について報告書をとりまとめた。また、平成27年1月に住宅扶助及び冬季加算の検証結果について報告書をとりまとめた。
- 生活扶助基準等については、生活保護基準部会において、検証手法を検討した上で、平成26年全国消費実態調査のデータ等を用いて、平成29年度に本格的に検証を行う。
- (参考)『生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書』(平成16年12月15日)

「今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の 頻度で検証を行う必要がある。

#### 委員名簿 (五十音順・敬称略) ◎:部会長 ○:部会長代理

阿部 彩 首都大学東京都市教養学部教授

〇岩田正美 日本福祉大学客員教授

大竹文雄 大阪大学理事副学長

岡部 卓 首都大学東京都市教養学部教授

◎駒村康平 慶應義塾大学経済学部教授

栃本一三郎 上智大学総合人間科学部教授

園田眞理子 明治大学理工学部教授

道中 隆 関西国際大学教育学部教授

宮本みち子 放送大学副学長

山田 篤裕 慶應義塾大学経済学部教授

主な開催状況 第1回 平成23年4月19日 部会長の選出、生活保護制度の概要等について

(中略)

第13回 平成25年 1月18日 生活保護基準の検証について(報告書のとりまとめ)

(中略)

第16回 平成26年 3月4日 住宅扶助について

第17回 平成26年 5月16日 住宅扶助等について(冬季加算、有子世帯の扶助・加算、議論)

第18回 平成26年 5月30日 住宅扶助について

第19回 平成26年10月21日 住宅扶助、冬季加算、有子世帯の扶助・加算について

第20回 平成26年11月18日 住宅扶助、冬季加算について

第21回 平成26年12月26日 住宅扶助、冬季加算について(報告書案について議論)

第22回 平成27年 1月 9日 住宅扶助、冬季加算について(報告書とりまとめ)

## 平成25年8月から27年度までの生活扶助基準の見直しの考え方と影響額

生活扶助基準の見直しは、以下の合理的な考え方に基づき「適正化」を図るもの。

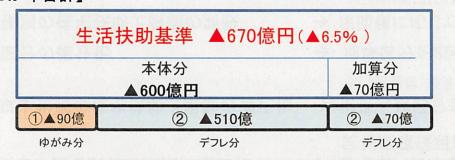
## ①生活保護基準部会の検証結果を踏まえた適正化

・ 社会保障審議会生活保護基準部会において、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切 に図られているか、年齢・世帯人員、居住地域の3要素別に検証した結果に基づき、制度内の不均衡を適正化

## ②デフレ傾向を踏まえた調整

- ・ デフレ傾向にもかかわらず、前回の基準見直し(平成20年)以降生活扶助基準が据え置かれてきたこと を踏まえ、平成20年から平成23年までの物価の変動分(▲4.78%)を反映することにより適正化
  - ※生活扶助基準の見直しにあたっては、以下の激変緩和措置を講じる。
    - ・ 見直しの影響を一定程度に抑える観点から、平成24年度基準からの減額幅は、マイナス10%を限度となるように調整する。
  - ・ 生活扶助基準額の見直しは、平成25年8月から27年度まで、3年程度をかけて段階的に実施する。

#### ○ 生活扶助基準等の見直しの財政効果 【3か年合計】



#### 【各年度】

平成25年度	約150億円
平成26年度	約260億円
平成27年度	約260億円

## 〇平成27年度における生活扶助基準改定の考え方

平成27年度においては、生活扶助基準の3年目の見直しを実施。

なお、国民の消費動向(民間最終消費支出の伸び)を勘案した毎年度の改定分については、据え置き。

※ 平成26年度は、生活扶助基準の2年目の見直しの実施と併せて、消費税引上げの影響を含む国民の消費動向を総合的に勘案し、2.9%引上げ。

## 住宅扶助基準及び冬季加算の見直しの概要

社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、最低生活の維持に支障が生じないよう必要な配慮をしつつ、以下の見直しを行う。

### 住宅扶助基準の見直し

- ① 地域ごとの住宅扶助上限額の適正化
- → 各地域における家賃実態を反映し、最低居住面積水準(注1)を満たす民営借家等を一 定程度確保可能な水準としつつ、近年の家賃物価の動向(注2)等も踏まえて適正化
- ② 2人以上世帯の住宅扶助上限額の適正化
- → 世帯人数区分を細分化し、人数別の上限額を適正化

注1:単身では25㎡ 注2:全国平均△2.1%

※ 2人世帯: 単身世帯の1.3倍→1.2倍、6人世帯: 同1.3倍→1.4倍

- ③ 地域区分の細分化
  - 床面積別の住宅扶助上限額の新設
- → 地域区分を2区分(1・2級地、3級地)から3区分(1級地、2級地、3級地)に見直し。
- → 床面積に応じて上限額を減額する仕組みを導入し、貧困ビジネスを是正
  - ※ 延床面積15㎡~11㎡:△10%、10㎡~7㎡:△20%、6㎡以下:△30%
- ※ 住宅扶助上限額が減額となる場合、最低限度の生活の維持に支障が生じないよう、以下の措置を講じる。 ①住宅扶助上限額の減額の適用を契約更新時まで猶予、②転居費用の支給、③転居が困難なやむを得ない場合は、見直し前の額を適用。

(月額/円)

<影響額(国費)>△190億円程度(平成30年度に平年度化) ※平成27年度 △30億円程度

<施行時期> 平成27年7月

【見直しの例】	羽村市	川越市	相模原市	高松市	名古屋市	東京区部	秋田県
現行の額(単身)	53,700	47,000	46,000	41,000	35,800	53,700	28,000
見直し影響額	△8,700 (△16%)	△5,000 (△11%)	△5,000 (△11%)	△4,000 (△10%)	+1,200 (+3%)	±0 (-)	+7,000 (+25%)

### 冬季加算の見直し

- ① 地区別の冬季加算の水準の適正化
- → 一般低所得世帯における冬季に増加する光熱費支出の地区別の実態や、近年の光熱費 物価の動向等を踏まえて適正化
- ② 世帯人数別・級地別の較差の是正
- → 冬季に増加する光熱費支出の世帯人数別・級地別の実態を踏まえて是正 ※ 単身世帯:3人世帯の65%→62%、2人世帯:同84%→88% 等 ※ 級地間格差は撤廃
- ③ 光熱費以外の冬季増加需要への対応 → 除雪費用を新設し、暖房器具購入に対応する一時扶助費を増額(保護開始時等)
- ※ 傷病・障害等により常時在宅しているといった特別な事情がある場合に、冬季加算では賄えない暖房費用について、必要最小限度の額を支給可能とする。

(年額/万円)

<影響額(国費)> △30億円程度(平成27年度)

<施行時期> 平成27年11月(一部地域は10月)

【見直しの例】	北海道	岩手県	福島県	石川県	栃木県	東京都
現行の額(2級地-1)	11.0	7.9	5.2	4.0	2.8	1.4
見直し影響額	△2.3 (△20%)	△1.7 (△21%)	△1.0 (△19%)	△0.1 (△3%)	△0.5 (△19%)	Δ0.1 (Δ8%) 43

## 住宅扶助基準の見直しの具体例

都道府県(3級地別)、指定都市、中核市ごとに、引上げとなる自治体と引下げとなる自治体の例 住宅扶助特別基準(上限額)

単位:万円

	現行(A)			見直し後(B)				(B) - (A)					
推進5.5世 ·	単身	2~6人	7人以上	単身	2人	3~5人	6人	7人以上	単身	2人	3~5人	6人	7人以上
東京都1級地	5.4	7.0	8.4	5.4	6.4	7.0	7.5	8.4	0.0	△ 0.6	0.0	0.5	0.0
大阪府1級地	4.2	5.5	6.6	3.9	4.7	5.1	5.5	6.1	△ 0.3	Δ 0.8	△ 0.4	0.0	△ 0.5
埼玉県2級地	4.8	6.2	7.4	4.3	5.2	5.6	6.0	6.7	△ 0.5	Δ 1.0	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.7
熊本県2級地	3.0	3.9	4.7	3.5	4.2	4.6	4.9	5.5	0.5	0.3	0.7	1.0	0.8
宮城県3級地	2.8	3.7	4.5	3.5	4.2	4.6	4.9	5.5	0.7	0.5	0.9	1.2	1.0
香川県3級地	3.3	4.3	5.2	3.2	3.8	4.2	4.5	5.0	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.1	0.2	△ 0.2
名古屋市	3.6	4.7	5.6	3.7	4.4	4.8	5.2	5.8	0.1	△ 0.3	0.1	0.5	0.2
神戸市	4.3	5.5	6.6	4.0	4.8	5.2	5.6	6.2	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.3	0.1	△ 0.4
富山市	3.0	3.9	4.7	3.3	4.0	4.3	4.6	5.1	0.3	0.1	0.4	0.7	0.4
福山市	3.5	4.6	5.5	3.4	4.1	4.4	4.8	5.3	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.2	0.2	△ 0.2

(注1) 今後、端数調整等が有り得る。

(注2) 床面積が16㎡(平成7年時点の最低居住面積)に満たない場合、住宅扶助上限額を減額する仕組みを設けることとしている。

#### <個別の事情による配慮措置>

以下の事情等により、世帯人数別の上限額の範囲内では住宅が確保できない場合は、個別に配慮を行う。

- ・車椅子使用の障害者等で特に通常より広い居室を必要とする場合
- ・高齢者等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合
- ・地域において住宅扶助上限額の範囲内では賃貸される実態がない場合

#### <居住の安定に配慮した経過措置等>

住宅扶助上限額が減額となる場合、最低限度の生活の維持に支障が生じないよう、以下の措置を講じる。

- ① 住宅扶助上限額の減額の適用を契約更新時まで猶予する。
- ② 住宅扶助上限額の範囲内の住宅への転居が必要となる場合は、転居費用を支給する。
- ③ 転居が困難なやむを得ない理由がある場合は、見直し前の額を適用する。

## 被保護高齢者(65歳以上)の年金受給状況、及び、被保護就労世帯の就労収入状況

平成24年の年金を受給している65歳以上の生活保護受給者1人あたり年金受給月額は、47,741円となって おり、就労者世帯の1世帯あたり就労収入月額は、67,437円となっている。

	被保護人員	65歳以上 被保護人員(A)	うち年金受給者 (B)	竞受給率 (B/A)	年金受給者1人 あたり年金受給額	被保護世帯数	うち就労者の いる世帯数	帯の1世帯 就労収入額
RILLEG	<b>直</b> 居宣信军的 人	A C	, A	%	円-(月額)	世帯	世帯	円 (月額)
平成10年	946, 994	319, 820	172, 940	54. 1	44, 212	663, 060	76, 080	69, 052
平成11年	1, 004, 472	350, 450	178, 470	50. 9	44, 885	704, 055	76, 950	67, 529
平成12年	1, 072, 241	372, 340	186, 770	50. 2	45, 601	751, 303	84, 030	68, 189
平成13年	1, 148, 088	411, 200	201, 800	49. 1	45, 521	805, 169	86, 960	76, 159
平成14年	1, 242, 723	449, 250	216, 380	48. 2	45, 672	870, 931	95, 140	66, 484
平成15年	1, 344, 327	491, 680	232, 280	47. 2	45, 847	941, 270	105, 110	67, 914
平成16年	1, 423, 388	527, 310	248, 920	47. 2	45, 758	998, 887	115, 120	66, 947
平成17年	1, 475, 838	556, 380	262, 320	47. 1	45, 918	1, 041, 508	124, 310	67, 338
平成18年	1, 513, 892	588, 130	275, 140	46.8	46, 144	1, 075, 820	129, 170	67, 599
平成19年	1, 543, 321	619, 690	290, 330	46. 9	45, 966	1, 105, 275	134, 230	67, 515
平成20年	1, 592, 620	650, 200	307, 340	47.3	46, 306	1, 148, 766	138, 790	66, 158
平成21年	1, 763, 572	693, 290	319, 520	46. 1	46, 806	1, 274, 231	147, 650	64, 648
平成22年	1, 952, 063	746, 270	351, 130	47. 1	47, 340	1, 410, 049	168, 800	66, 664
平成23年	2, 067, 244	787, 330	365, 410	46. 4	47, 997	1, 498, 375	198, 440	66, 762
平成24年	2, 135, 708	832, 511	388, 047	46. 6	47, 741	1, 558, 510	223, 204	67, 437

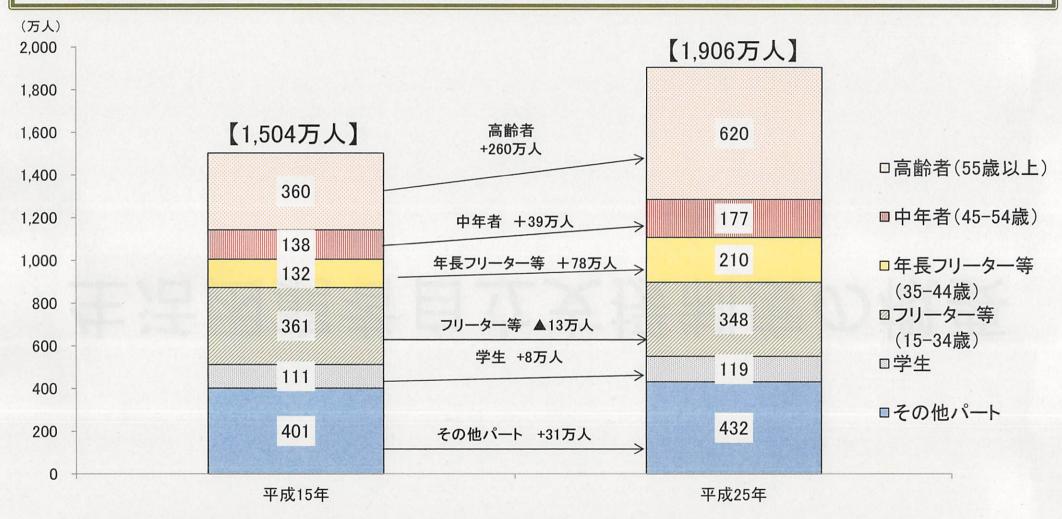
※平成21年分は、確定拠出年金受給分を除いて集計している。

基礎年金月額 65,541円(夫婦合計 131,082円)

# 生活困窮者自立支援制度の概要

# 非正規雇用労働者の動向

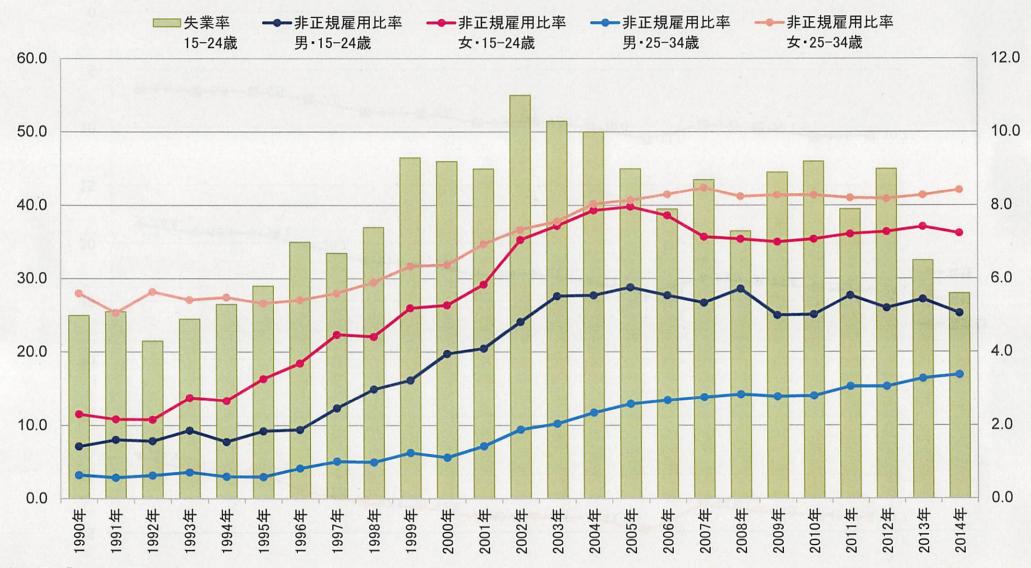
〇 非正規雇用労働者の増は高齢者の寄与が大きいものの、中年者や35歳以上の年長フリーター等も増加。



(資料出所)「労働力調査(詳細集計)」(年平均)平成15年:報告書非掲載表 第2表、第4表 平成25年:第Ⅰ-3表

- (注)1)非正規雇用労働者:勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。
  - 2) 高齢者:55歳以上の非正規雇用労働者。
  - 3) 中年者(45-54歳)、年長フリーター等(35-44歳)、フリーター等(15-34歳): それぞれの年齢階級の非正規雇用労働者から、学生・その他パートを除いた数。
  - 4) 学生: 在学中の非正規雇用労働者(15-24歳)
  - 5) その他パート: 世帯主の配偶者である女性のパート・アルバイト(15-54歳)

# 日本の若年者の失業率、非正規雇用比率の推移



資料出所:「労働力調査」

失業率は、長期時系列データ(基本集計)の原数値・各年2月、

非正規雇用率は、2001年までは、総務省統計局「労働力調査特別報告」各年2月、2002年以降は長期時系列データ(詳細集計)の年平均値。

注: 非正規雇用率は、役員を除く雇用者に占める正社員以外の雇用者で、学校在学中を除く。

48

2011年は東日本大震災の影響で調査不能となった分を補完的に推計した値(2010年国勢調査基準)。

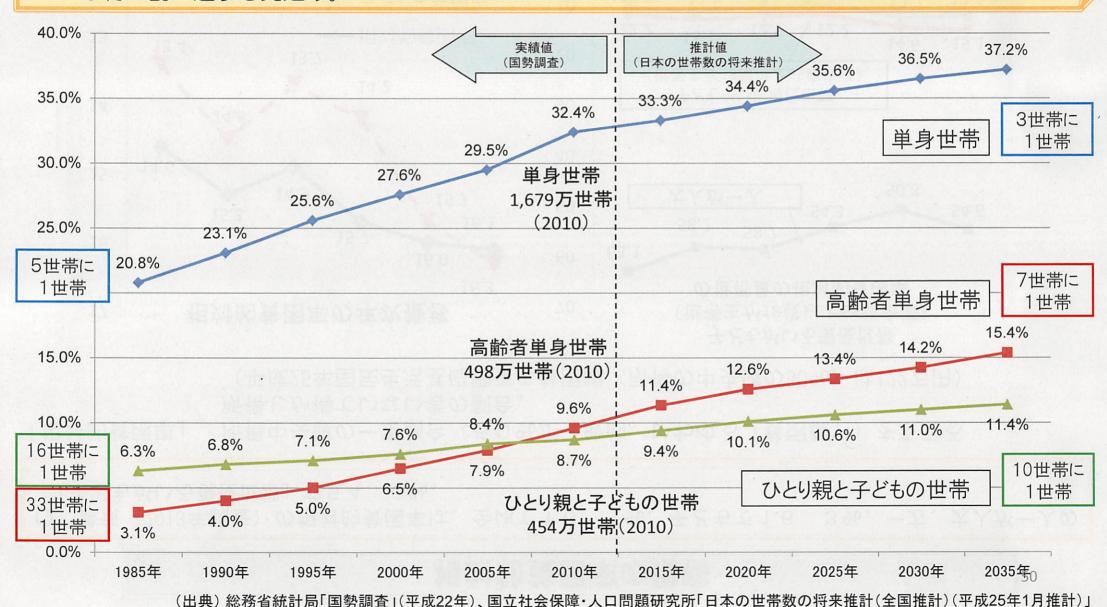
# 給与所得者のうち、年収200万円以下の割合の推移



(資料出所)国税庁「民間給与実態統計調査」 1年を通じて勤務した給与所得者のうちの年収200万円以下の割合を示す。

# 世帯構成の推移と見通し

- 〇 単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想。
- 〇 単身世帯は、2010年現在で、3割を超える1,679万世帯(全世帯数約5,184万世帯)、2030年には約4割に達する見込み。

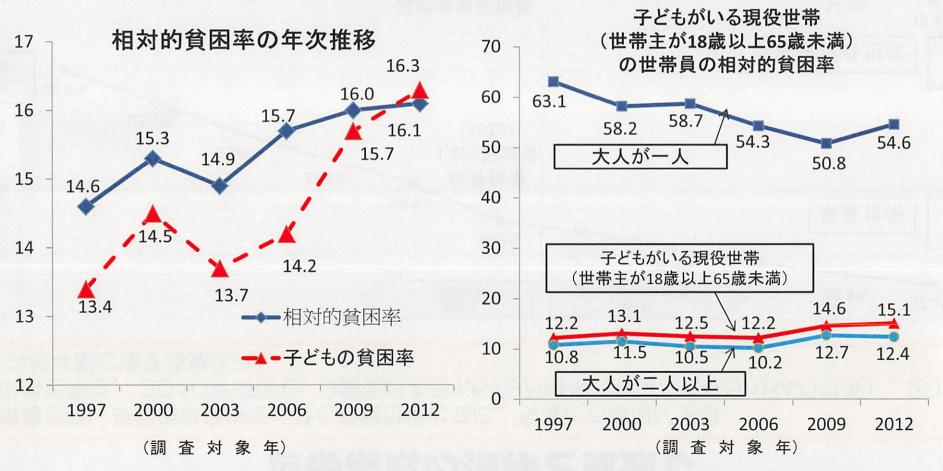


# 相対的貧困率の推移

○ 最新(2013年調査)の相対的貧困率は、全体で16.1%、子どもで16.3%。一方、大人が一人の「子どもがいる現役世帯」で54.6%。

「相対的貧困率」:所得中央値の一定割合(50%が一般的。いわゆる「貧困線」)を下回る 所得しか得ていない者の割合。

(平成25年国民生活基礎調査の貧困線(所得の中央値の50%)は122万円)



## 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

## 法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給(必須事業)

- 〇 福祉事務所設置自治体は、「<u>自立相談支援事業</u>」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施する。
  - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給する。

## 2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施(任意事業)

- 〇 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
  - 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
  - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
  - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
  - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

## 3. 都道府県知事等による就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の認定

○ 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

#### 4. 費用

- 〇 自立相談支援事業、住居確保給付金: 国庫負担3/4
- O 就労準備支援事業、一時生活支援事業:<u>国庫補助2/3</u>
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業:国庫補助1/2

施行期日

平成27年4月1日

## 新たな生活困窮者自立支援制度の主な対象者

○ 生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、<u>生活保護に至る前の自立支援</u> 策<u>の強化</u>を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにすることが必要であり、<u>生活保護制度の見直しと生活困窮者対策の一体実施が不可欠。</u>

## 【主な対象者】

現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者

・福祉事務所来訪者のうち生活保護に至らない者は、高齢者等も含め年間約40万人(平成23年度推計値))

(参考:その他生活困窮者の増加等)

- · 非正規雇用労働者 平成12年: 26.0% →平成25年: 36.7%
- ・年収200万円以下の給与所得者 平成12年:18.4% →平成25年:24.1%
- · 高校中退者:約6.0万人(平成25年度)、中高不登校:約15.1万人(平成25年度)
- ・ニート:約60万人(平成25年度)、引きこもり:約26万世帯(平成18年度厚労科研調査の推計値)
- ・生活保護受給世帯のうち、約25% (母子世帯においては、約41%)の世帯主が出身世帯も生活保護を 受給。(関西国際大学道中隆教授による某市での平成19年度の調査研究結果)
- ・大卒者の貧困率が7.7%であるのに対し、高卒者では14.7%、高校中退者を含む中卒者では 28.2%

# 生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

## 1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を 創設するもの。

## 2. 制度のめざす目標

### (1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立 を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

## (2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

## 3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援…生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、 心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援…生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援…真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、 課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援…自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援…主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

# 新たな生活困窮者自立支援制度

その他の支援

## 包括的な相談支援

## ◆自立相談支援事業

## 〈対個人〉

- ・訪問支援等(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に 向けた支援計画(自立支援計 画)を作成

#### 〈対地域〉

・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

基本は、自立に向けた人的支援を 包括的に提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援 (◇)があることに留意

#### 居住確保支援 再就職のために ◆住居確保給付金の支給 居住の確保が ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付 必要な者 就労支援 ◆就労準備支援事業 就労に向けた準備 ・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練 が必要な者 なお一般就労が困難な者 柔軟な働き方を ◆認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」) 本 必要とする者 ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育 成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度) 0 就労に向けた準備 状 ◇生活保護受給者等就労自立促進事業 が一定程度 況 整っている者 ・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援 に応じ 緊急的な支援 ◆一時生活支援事業 た支援 緊急に衣食住の ・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援 確保が必要な者 を提供 X 家計再建支援 ◆家計相談支援事業 ・家計の状況を「見える化」し、利用者の家計管理の意欲を引き出 家計から生活 す相談支援(貸付のあっせん等を含む) 再建を考える者 子ども支援 ◆子どもの学習支援事業 貧困の連鎖 ・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する の防止 学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言

◇関係機関・他制度による支援

◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

# 平成27年度 生活困窮者自立支援法等関係予算

(単位:億円)

	(半位・版「								
	事業名 (補助率)	関係予算計	生活困窮者自立 支援法関係	改正生活保護法 等関係	備考				
必須重	自立相談支援事業(3/4) 被保護者就労支援事業(3/4)	200 (267)	136 (182)	64 (86)					
必須事業(負担金)	住居確保給付金(3/4)	17 (23)	17 (23)						
担金)	小計	218 (290)	154 (205)	64 (86)					
	就労準備支援事業(2/3) 被保護者就労準備支援事業(2/3)	64 (96)	35 (53)	29 (43)					
	一時生活支援事業(2/3)	23 (34)	23 (34)						
任意事	家計相談支援事業(1/2)	19 (39)	19 (39)						
任意事業(補助金)	子どもの学習支援事業(1/2)	19 (38)	19 (38)						
金)	その他の生活困窮者の自立促進事業(1/2)	58 (115)	58 (115)		・生活福祉資金貸付事務費 ・ひきこもり対策推進事業 ・日常生活自立支援事業 ・その他(共助の基盤づくり事業含む)				
	小計	183 (322)	154 (279)	29 (43)					
	合 計	400 (612)	308 (484)	93 (129)					

<sup>※</sup> 計数は四捨五入による。( )書は総事業費。

# 生活困窮者自立支援制度の 実施状況

## 生活困窮者自立支援制度の事業実施状況について

## <調査の概要>

## 調査の目的

全国の福祉事務所設置自治体における体制面での事業実施状況を国において把握し、 その調査結果を自治体へ提供することにより、各自治体における取組の推進に資することを目的とする。

## 主な調査内容

- 1. 任意事業の実施状況
- 2. 各事業の実施状況(運営方法、委託先等)
- 3. 支援員の状況(人数、保有資格等)

## 調査時点

平成27年4月1日

## 調査期間

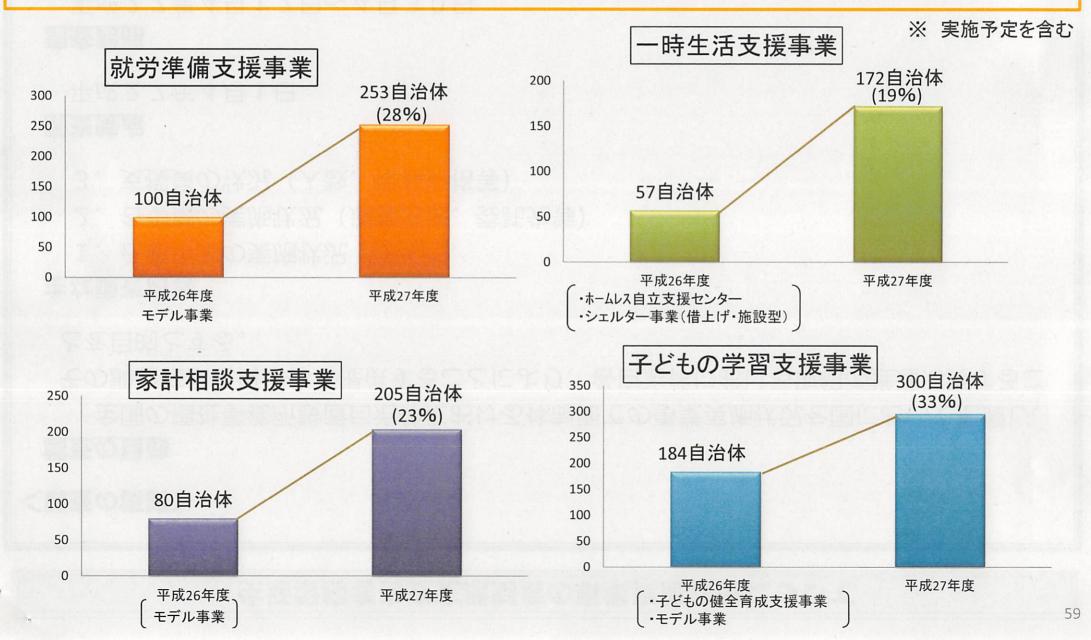
平成27年4月17日~4月30日

## 回収状況

901福祉事務所設置自治体/901福祉事務所設置自治体(回収率100%)

## 1 任意事業の実施状況

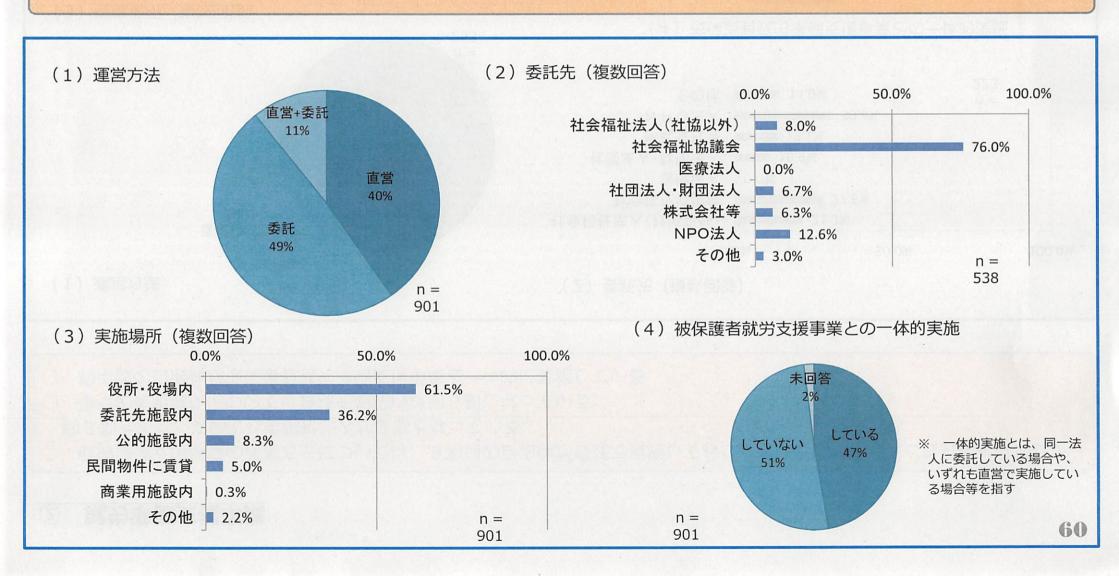
○ 平成27年度の任意事業の実施自治体数は、昨年度までのモデル事業等の実施自治体数と比較して、 大幅に増加している。



## 2 各事業の実施状況

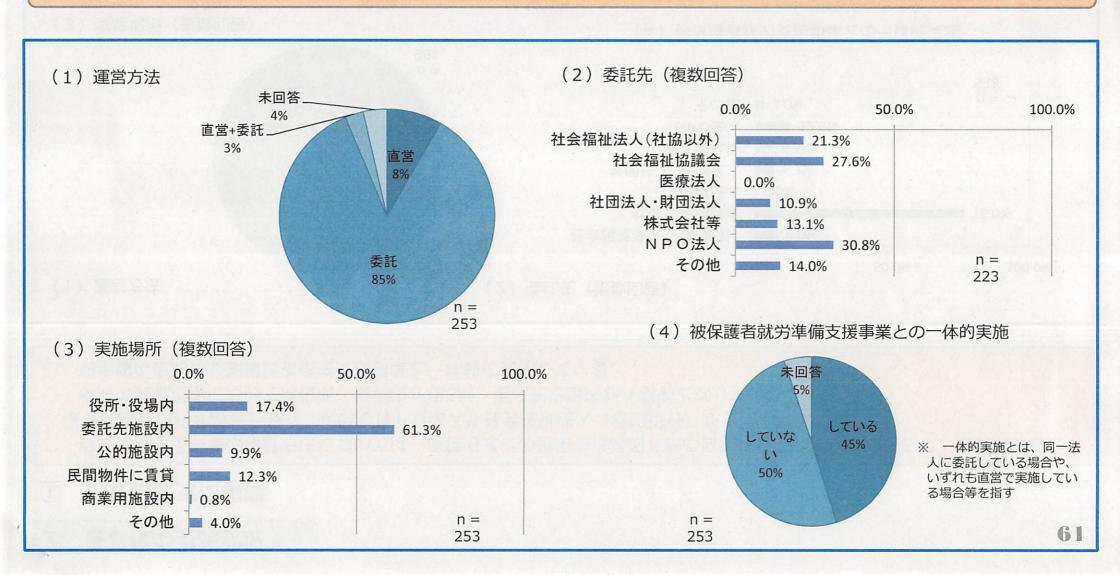
## ① 自立相談支援事業

- 自立相談支援事業の運営方法については、直営方式との併用も含め約6割の自治体が委託で実施しており、委託先は社会 福祉協議会が約8割弱と多く、次いでNPO法人や社会福祉法人(社協以外)が1割となっている。
- 事業の実施場所については役所・役場内が約6割、委託先施設内が4割弱となっている。
- 約半数の自治体が被保護者就労支援事業と一体的に実施している。



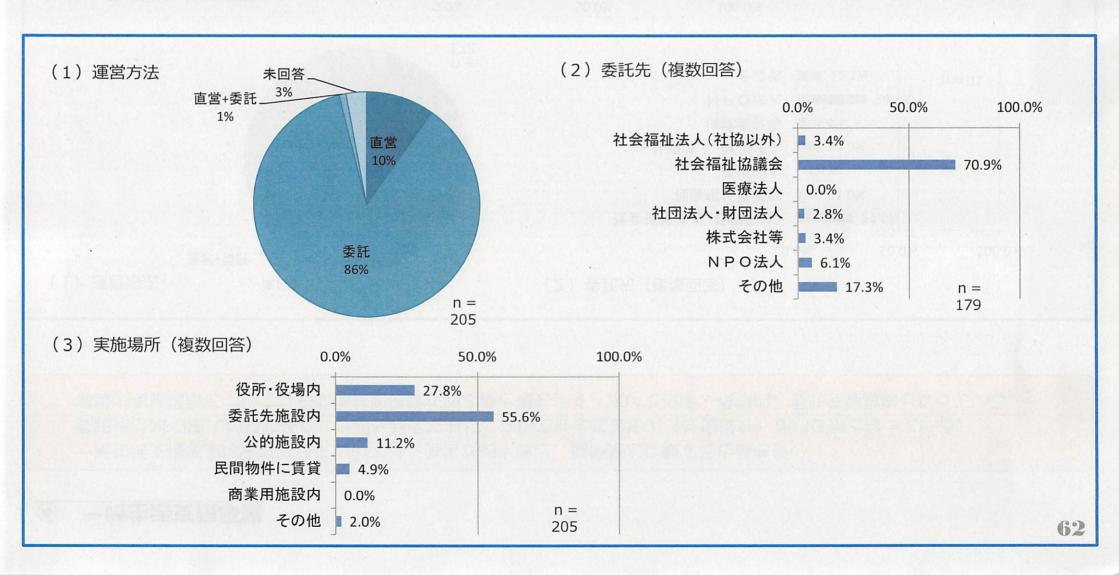
## ② 就労準備支援事業

- 就労準備支援事業の運営方法については、9割弱の自治体が委託で実施しており、委託先はNPO法人と社会福祉協議会が約3割と多く、次いで社会福祉法人が2割となっている。
- 事業の実施場所については委託先施設内が約6割となっている。
- 約半数の自治体が被保護者就労準備支援事業と一体的に実施している。



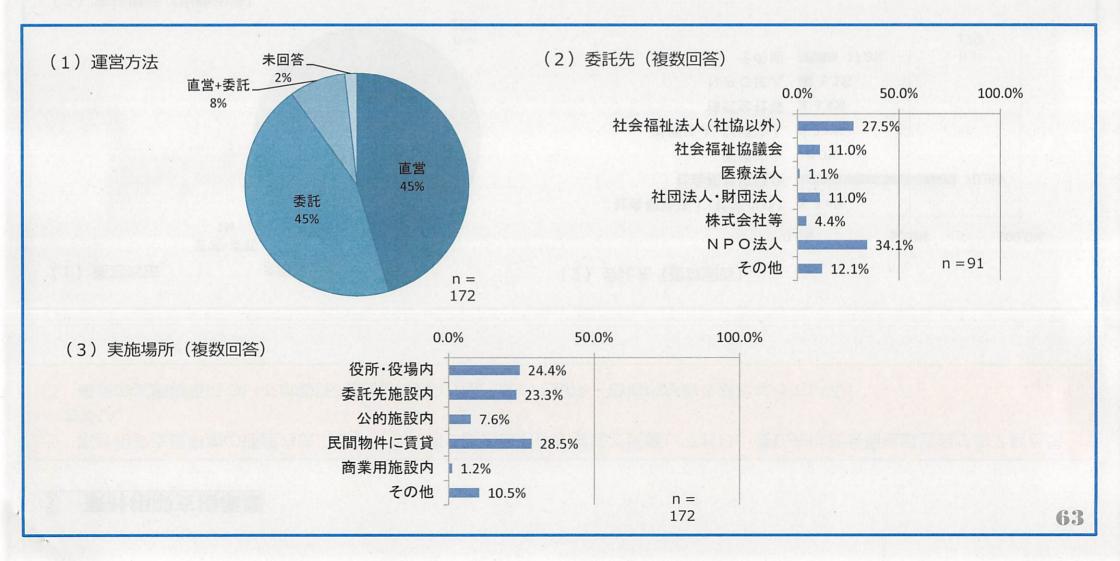
## ③ 家計相談支援事業

- 家計相談支援事業の運営方法については、約9割の自治体が委託で実施しており、委託先は社会福祉協議会が約7割と最も多い。
- 事業の実施場所については委託先施設内が約6割、次いで役所・役場内が約3割となっている。



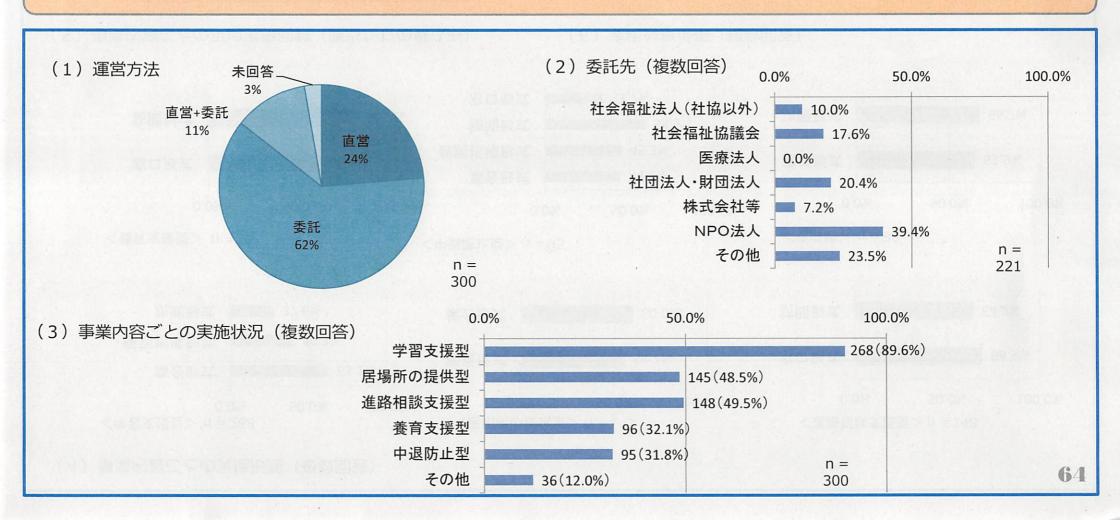
## ④ 一時生活支援事業

- 一時生活支援事業の運営方法については、直営が約半数と、他事業と比較すると最も多い。
- 委託先はNPO法人が最も多く、3割を超えており、次いで社会福祉法人(社協以外)が約3割となっている。
- 事業の実施場所については民間物件に賃貸が約3割と最も多く、次いで役所・役場内、委託先施設内となっている。



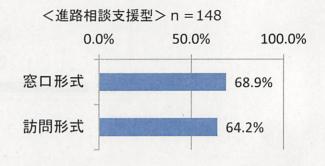
## ⑤ 子どもの学習支援事業

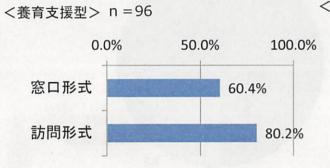
- 子どもの学習支援事業の運営方法については、委託が約6割となっており、委託先はNPO法人が約4割と最も多い。
- 事業内容については、9割を占める学習支援型だけでなく、居場所の提供型と進路相談支援型が約5割などとなっている。
- 実施形態としては、学習支援型については集合形式で行う場合が6割と多い。
- 学習支援型は平均で週当たり3.6回実施されている。
- 支援対象世帯は生活保護世帯が最も多く9割を超えている。次いで、就学援助受給世帯が約4割、ひとり親世帯と市町村民 税非課税世帯が約3割となっている。

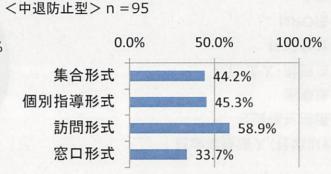


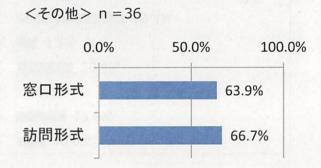
#### (4) 事業内容ごとの実施形態(複数回答)





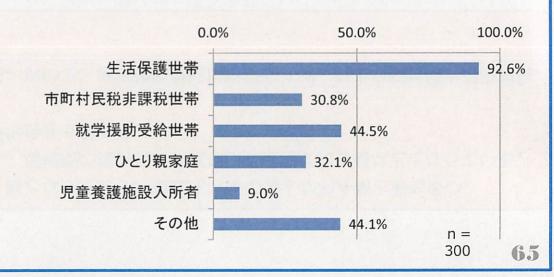






#### (5) 事業内容ごとの平均実施回数(週当たりの見込み) (6) 支援対象世帯(複数回答)

事業内容		回数
学習支援型	n=268	3.6回
居場所の提供型	n=145	2.5回
進路相談支援型	n=148	3.7回
養育支援型	n= 96	4.2回
中退防止型	n= 95	2.5回
その他	n= 36	2.8回



<sup>※</sup> 窓口形式や訪問形式については、対応回数をカウント

## 3 自立相談支援事業における支援員の状況

- 自立相談支援事業における支援員は、実人数で約4,200人となっている。
- 職種別では、相談支援員が約2,300人と最も多い。また、専任の割合は、主任相談支援員が最も多い。
- 兼務の状況では、生活困窮者自立支援制度関連事業以外の事業を兼務している割合が約5割と最も高い。各種任意事業の中では、被 保護者就労支援事業と兼務している割合が高い。
- 支援員の体制は、概ね人口に比例して配置数が増えている。
- 保有資格については、3職種とも社会福祉士・社会福祉主事の割合が多い。また、就労支援員は他職種に比べて、キャリアコンサルタントや産業カウンセラーの割合が多い。

#### (1) 支援員数 (実人数)

#### (2) 職種別支援員数 (兼務あり)

1,162人
/

※ 複数職種を兼務している場合も1人とカウントしている

	配置数(※1)					
		うち専任 うち兼務(※:				
主任相談支援員	1,257人(100%)	649人(51.6%)	608人(48.4%)			
相談支援員	2,284人(100%)	1,005人(44.0%)	1,279人(56.0%)			
就労支援員	1,698人(100%)	388人(22.9%)	1,310人(77.1%)			

- ※1 同一者が各職種を兼務している場合はそれぞれにカウントしている
- ※2 自立相談支援事業における他の職種との兼務だけでなく、他事業との兼務も含む

### (3) 他事業との兼務状況(複数回答) (実人数のうち他事業を兼務している1,610人につき集計)

n = 1,610

PROPERTY AND ADDRESS OF THE	被保護者就労 支援事業	就労準備支援 事業	家計相談支援 事業		被保護者就労準備支援事業		その他の生活 困窮者自立支 援制度に関す る事業	左記以外の事業
割合	28.6%	11.9%	13.6%	14.7%	3.4%	9.2%	10.6%	45.6%

#### (4) 支援員の体制(人口規模別・1自治体当たり平均支援員数)

#### <ホームレス対策分除く>

		職種別の状況			
	全支援員 数 (実人数)		相談支援員数	就労支援 員数	
5万人未満	2.43	1.01	1.25	1.16	
5万人以上10万人未満	2.89	1.06	1.48	1.28	
10万人以上30万人未満	4.74	1.44	2.54	2.07	
30万人以上50万人未満	7.56	1.69	4.56	2.93	
50万人以上100万人未满	10.08	2.00	6.12	3 35	

41.08

4.24

#### <ホームレス対策分>

		職種別の状況			
	全支援員 数 (実人数)	主任相談支援員数	相談支援員数	就労支援員数	
5万人未満	0.01	0.00	0.01	0.00	
5万人以上10万人未満	0.05	0.01	0.03	0.01	
10万人以上30万人未満	0.16	0.05	0.07	0.03	
30万人以上50万人未満	0.51	0.14	0.29	0.08	
50万人以上100万人未満	1.85	0.31	1.46	0.15	
100万人以上	21.83	4.25	16.92	1.33	
全体	0.44	0.09	0.32	0.04	

<sup>※ 「</sup>職種別の状況」欄は同一の者が各職種を兼務している場合はそれぞれにカウントしているため、その合計は「全支援員数(実人数)」とは一致しない。

18.67

1.84

7.92

1.30

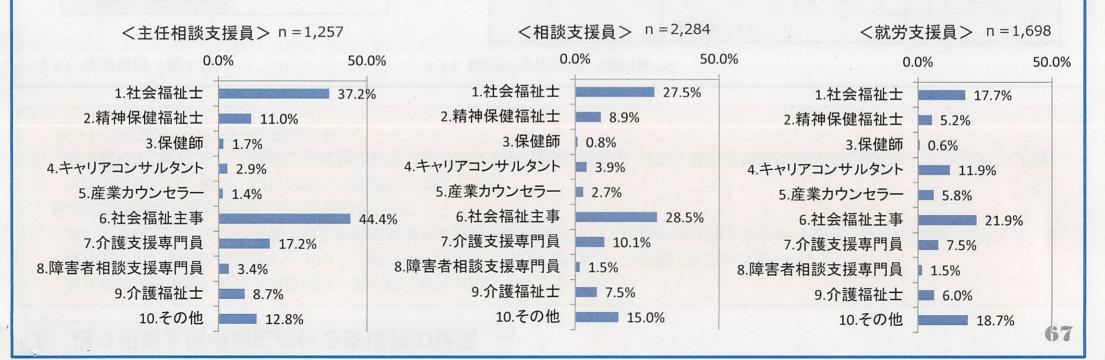
17.08

2.22

#### (5) 支援員の保有資格

全体

100万人以上



<sup>※ &</sup>lt;ホームレス対策分除く>と<ホームレス対策分>は、それぞれ兼務している場合も有り得る。

# 生活困窮者支援を通じた地域づくり

新制度は、困窮者個人を救済することに加え、「地域で支えられていた人」が「支える人」に回る ための仕組みとして、各自治体の創意工夫により活用できる。

## 中間的就労の場としての漁網づくり(北海道釧路市の取組)

- 釧路市・厚岸町の基幹産業である漁業を下支えする漁網業界の現場では、高齢化に伴う担い手不足により業界の存在が危惧されている。
- 製網作業は、機械化するのが困難であり、手作業に頼るしかないが、大変手間のかかる作業である。
- そこで、釧路市では、生活困窮者の中間的就労の場として、製網作業に取り組んだ。困窮者 支援と同時に地域課題の解決を図る取組である。
- ⇒ 地域によっては、農業の担い手不足や荒れた山林の保全といった地域課題の解決に、更には高齢者の見守りや買い物支援など増大する要介護ニーズへの対応として、生活困窮者の力を活用することも考えられる。

○ これらは、福祉分野だけの取組ではうまくいかない。農林水産業と福祉の連携、高齢者支援 と困窮者支援の政策統合など、これからの自治体は「総合力」が問われる時代であると考える。